

令和7年度 目標設定書（議会事務局）

議会事務局長 波田 裕一

1 当課の主な業務は次のように定義されます。

・本会議及び委員会の運営、審議等の議会運営に関すること。

・町民への情報提供を図るための議会の情報発信に関すること。

・議長のスケジュール等の管理調整に関すること。

2 当課の業務は次の方々のために行われます。

議会運営及び情報発信に関することについては、町民皆さんのために。議長のスケジュール等管理調整に関することについては、議長の公務に係る町民をはじめ、各種団体、法人等のために。

3 当課の掲げる数値目標と、その根拠は次のとおりです。

目 標 名	開かれた議会	
指 標 名	議会録画ネット放映視聴回数	
数値目標	初期値（令和5年度）	—
	現状値（令和6年度）	—
	目標値（令和7年度）	2,000回
	最終目標値（令和11年度）	2,500回
設定根拠	近隣町の最新の年間議会放映視聴回数を基に令和7年度目標値を算定。また、近隣町の複数年での視聴回数伸び率を参考に、4年間で25%の数値上昇を最終目標値としました。	
事業概要	議会録画ネット放映の実施により議会の情報を発信します。	

4 目標達成に向けた取り組みにより、次の効果が期待されます。

議会録画放映視聴回数の増加により、より多くの町民の方へ議会情報を伝達することができるようになり、町政への理解が深まることが期待されます。

5 昨年度の取り組みの反省点は次のとおりでした。

今年度から開始する事業のため、昨年度の取り組みはありません。

6 当課は掲げた目標達成のために、次の取り組みを行います。

幅広い年代の方に町議会への興味関心を持っていただけるよう、議会だよりの発行、ホームページでの周知に加えて議会録画ネット放映を実施します。

1 当課の主な業務は次のように定義されます。		
・町長及び副町長のスケジュールの管理調整を図る秘書業務に関すること ・町民への情報提供を図るための広報紙およびホームページ等を活用した広報業務に関すること ・町政に対する住民の意見・要望を収集し、町民の声を政策に反映する広聴業務に関すること		
2 当課の業務は次の方々のために行われます。		
秘書業務は、町長及び副町長のスケジュールや公務に関係する町民をはじめ、各種団体、法人、国や地方公共団体のために。広報及び広聴業務については、毛呂山町に住む全ての町民の皆さんのために。		
3 当課の掲げる数値目標と、その根拠は次のとおりです。		
目 標 名	多文化共生社会の形成	
指 標 名	多文化共生キーパーソン的人数	
数値目標	初期値（令和5年度）	3人
	現状値（令和6年度）	2人
	目標値（令和7年度）	4人
	最終目標値（令和11年度）	9人
設定根拠	第六次毛呂山町総合振興計画前期基本計画	
事業概要	知事から委嘱を受け、外国人住民と県や市町村などとの橋渡しをする方々で、地域の多文化共生を推進するため、行政情報などを外国人住民に提供したり、生活相談に応じています。	
4 目標達成に向けた取り組みにより、次の効果が期待されます。		
地域で活動する多文化共生キーパーソンを増員するとともに情報交換を充実させ、外国人が日常生活で抱える課題やニーズを把握し、解決を図ることで、外国人が地域の構成員として日本人とともに活躍できるような共生社会を目指します。また、共生するうえで必要な日本の生活習慣やルール、行政からの情報の伝達が期待されます。		
5 昨年度の取り組みの反省点は次のとおりでした。		
令和6年度において1名委嘱の更新がなされず、初期値を下回る登録人数となりました。本取り組みについて、周知・啓発が足りておらず、また、キーパーソン同士の連携を図るには至りませんでした。		
6 当課は掲げた目標達成のために、次の取り組みを行います。		
ホームページや広報紙等への周知・啓発を図り、本取り組みに対する認知度の向上、理解の促進を図ります。		

1 当課の主な業務は次のように定義されます。		
・町長及び副町長のスケジュールの管理調整を図る秘書業務に関すること ・町民への情報提供を図るための広報紙およびホームページ等を活用した広報業務に関すること ・町政に対する住民の意見・要望を収集し、町民の声を政策に反映する広聴業務に関すること		
2 当課の業務は次の方々のために行われます。		
秘書業務は、町長及び副町長のスケジュールや公務に係る町民をはじめ、各種団体、法人、国や地方公共団体のために。広報及び広聴業務については、毛呂山町に住む全ての町民の皆さんのために。		
3 当課の掲げる数値目標と、その根拠は次のとおりです。		
目 標 名	広報の充実	
指 標 名	「広報もろやま」の満足度	
数値目標	初期値（令和5年度）	50.3%
	現状値（令和6年度）	46.5%
	目標値（令和7年度）	55.0%
	最終目標値（令和11年度）	70.0%
設定根拠	第六次毛呂山町総合振興計画前期基本計画	
事業概要	「広報もろやま」を毎月発行し、紙媒体のほかホームページやSNSに掲載し、多岐にわたる様々な行政情報を広く住民等に周知します。	
4 目標達成に向けた取り組みにより、次の効果が期待されます。		
住民や読者が欲しいとされる情報を様々な手段で発信し、知りたい時に知りたい情報が得られることで、利便性の向上や町の魅力向上につながります。また、「毛呂山町」のことをより広く・より深く知ってもらうことで、町への関心が高まることが期待されます。		
5 昨年度の取り組みの反省点は次のとおりでした。		
発行した広報については、見やすく、画像やイラストも季節や時期といった「旬」に合わせたものを活用し、他市町と比べて遜色ない内容だと自任しています。しかしながら、LINEによるアンケート調査では、初期値を下回る満足度となり、「ふつう」と回答した割合が高い結果となりました。		
6 当課は掲げた目標達成のために、次の取り組みを行います。		
全体的なデザイン、画像、記事の内容など、魅力ある広報の作成を心掛けます。内容にもよりますが、住民から寄せられた掲載してほしい記事（特集記事）の採用や、町の独自性があり住民が興味を引くような記事（例：「健幸&医療&福祉」と安藤文澤、権田直助に絡めたもの、毛呂季光など）の特集を検討します。		

令和7年度 目標設定書（総務課）

総務課長 酒 巻 義 一

1 当課の主な業務は次のように定義されます。

・毛呂山町における防災訓練の実施などの災害対策に関すること

・自治会活動の支援などのコミュニティ活動の促進、選挙の管理・執行、監査委員の事務に関すること

・人権相談、行政相談、法律相談及び住民相談などの各種相談に関すること

・町職員の任免、定数管理、給与、研修及び福利厚生に関すること

・条例・規則などの制定改廃に関すること

・情報公開及び個人情報保護制度に関すること

2 当課の業務は次の方々のために行われます。

災害対策、コミュニティ活動の促進、選挙の管理・執行、各種相談、情報公開制度及び個人情報保護制度の事務については、現在毛呂山町に住んでいる町民のために。監査委員の事務、町職員に関する事務、条例・規則の制定改廃に関する事務は、担当各課職員や町民皆さんのために。

3 当課の掲げる数値目標と、その根拠は次のとおりです。

目 標 名	地域コミュニティの推進	
指 標 名	自治会加入割合	
数値目標	初期値（令和5年度）	74.6%
	現状値（令和6年度）	72.1%
	目標値（令和7年度）	72.7%
	最終目標値（令和11年度）	75.0%
設定根拠	第六次毛呂山町総合振興計画前期基本計画	
事業概要	持続可能で地域の特徴を活かしたまちづくりを推進します。	

4 目標達成に向けた取り組みにより、次の効果が期待されます。

地域コミュニティの安全・安心な地域づくりや地域コミュニティの活性化が期待できます。また、多様な価値観が存在する中で自治会離れを抑制することができます。

5 昨年度の取り組みの反省点は次のとおりでした。

自治会活動に対する補助事業や花いっぱい運動等のコミュニティ協議会活動の支援を実施するなどの支援を行いました。

6 当課は掲げた目標達成のために、次の取り組みを行います。

少子高齢化や自治会に対する意識の低下等により自治会の加入率が減少しています。改めて自治会の役割、重要性を周知するとともに、持続可能なコミュニティの形成のため、自治会活動を支援する補助事業等を行います。

令和7年度 目標設定書（総務課）

総務課長 酒 巻 義 一

1 当課の主な業務は次のように定義されます。		
・毛呂山町における防災訓練の実施などの災害対策に関すること ・自治会活動の支援などのコミュニティ活動の促進、選挙の管理・執行、監査委員の事務に関すること ・人権相談、行政相談、法律相談及び住民相談などの各種相談に関すること ・町職員の任免、定数管理、給与、研修及び福利厚生に関すること ・条例・規則などの制定改廃に関すること ・情報公開及び個人情報保護制度に関すること		
2 当課の業務は次の方々のために行われます。		
災害対策、コミュニティ活動の促進、選挙の管理・執行、各種相談、情報公開制度及び個人情報保護制度の事務については、現在毛呂山町に住んでいる町民のために。監査委員の事務、町職員に関する事務、条例・規則の制定改廃に関する事務は、担当各課職員や町民皆さんのために。		
3 当課の掲げる数値目標と、その根拠は次のとおりです。		
目 標 名	災害に強いまちづくり	
指 標 名	自主防災組織の設置行政区数	
数値目標	初期値（令和5年度）	58地区
	現状値（令和6年度）	59地区
	目標値（令和7年度）	61地区
	最終目標値（令和11年度）	68地区
設定根拠	第六次毛呂山町総合振興計画前期基本計画	
事業概要	地域の実情にあった自主防災組織を設立及び育成します。	
4 目標達成に向けた取り組みにより、次の効果が期待されます。		
共助の中心を担う自主防災組織の設立により、地域防災力の強化を図ります。		
5 昨年度の取り組みの反省点は次のとおりでした。		
区長会等の会合や区長来庁時等の機会を捉え、未設置行政区ごとに自主防災組織の必要性・重要性を説明するなどの取り組みを行ってまいりました。区長からは設立に向けた前向きな意見を引き出しても、区の会合等で反対されてしまうこともあり、未設置地域住民全体の防災意識の醸成が課題となっています。		
6 当課は掲げた目標達成のために、次の取り組みを行います。		
区長会等の会合や区長来庁時等の機会を捉え、未設置行政区の抱える課題に対する助力や自主防災組織の必要性・重要性を説明する機会をつくっていただくなど、未設置行政区への働きかけを一箇所ずつ行っていくとともに、広報等を活用して自主防災組織の必要性・重要性を広く周知することにより、未設置地域の住民全体に対して防災意識の醸成を図っていきます。		

令和7年度 目標設定書（総務課）

総務課長 酒 巻 義 一

1 当課の主な業務は次のように定義されます。		
・毛呂山町における防災訓練の実施などの災害対策に関すること ・自治会活動の支援などのコミュニティ活動の促進、選挙の管理・執行、監査委員の事務に関すること ・人権相談、行政相談、法律相談及び住民相談などの各種相談に関すること ・町職員の任免、定数管理、給与、研修及び福利厚生に関すること ・条例・規則などの制定改廃に関すること ・情報公開及び個人情報保護制度に関すること		
2 当課の業務は次の方々のために行われます。		
災害対策、コミュニティ活動の促進、選挙の管理・執行、各種相談、情報公開制度及び個人情報保護制度の事務については、現在毛呂山町に住んでいる町民のために。監査委員の事務、町職員に関する事務、条例・規則の制定改廃に関する事務は、担当各課職員や町民皆さんのために。		
3 当課の掲げる数値目標と、その根拠は次のとおりです。		
目 標 名	住民満足度の向上	
指 標 名	町役場の窓口（行政）サービスに対する満足度	
数値目標	初期値（令和5年度）	53.2%
	現状値（令和6年度）	53.2%
	目標値（令和7年度）	56.6%
	最終目標値（令和11年度）	70.0%
設定根拠	第六次毛呂山町総合振興計画前期基本計画	
事業概要	住民満足度の向上を目指し、窓口サービスにおけるスキルアップを図ります。	
4 目標達成に向けた取り組みにより、次の効果が期待されます。		
職員の能力・組織力向上により、住民の期待に応える、より良い行政サービスの提供が可能となります。		
5 昨年度の取り組みの反省点は次のとおりでした。		
窓口を含めた住民サービス向上を図るため、住民満足度向上に関する研修会やクレーム対応研修会を開催しました。		
6 当課は掲げた目標達成のために、次の取り組みを行います。		
外部研修だけでなく、自主研修を充実させ、より多くの職員が研修に参加できるよう努めます。		

令和7年度 目標設定書（企画財政課）

企画財政課長 小 峰 一 俊

1 当課の主な業務は次のように定義されます。

・重要政策の推進に関すること

・行政改革及び行政評価に関すること

・広域行政に関すること

・統計に関すること

・予算編成及び配当に関すること

・高度情報化及び電子計算業務に関すること

2 当課の業務は次の方々のために行われます。

重要政策の推進、行政改革及び行政評価、広域行政、予算編成及び配当に関する業務による行政サービスの向上は全ての町民の皆さんのために。高度情報化に関する業務は、町内外に住む町の各種情報を取得する方のために。電子計算業務はシステムを利用する各課職員や毛呂山町に住む全ての町民の皆さんのために。

3 当課の掲げる数値目標と、その根拠は次のとおりです。

目 標 名	雇用の創出	
指 標 名	企業誘致促進条例に基づく町内在住者雇用奨励金交付件数	
数値目標	初期値（令和5年度）	0 件
	現状値（令和6年度）	0 件
	目標値（令和7年度）	1 件
	最終目標値（令和11年度）	6 件
設定根拠	第六次毛呂山町総合振興計画前期基本計画	
事業概要	毛呂山町企業誘致促進条例に基づき、町内進出企業に対して、町内在住者の雇用や従業員の転入に係る支援を行います。	

4 目標達成に向けた取り組みにより、次の効果が期待されます。

町内在住者が雇用され、また企業の従業員が町内に転入することにより、税収の増収や地域経済の活性化が期待されます。

5 昨年度の取り組みの反省点は次のとおりでした。

本町に進出した企業の中には、町内在住者を雇用している企業がありますが、企業誘致促進条例の要件に合致しなかったため、申請に至りませんでした。

6 当課は掲げた目標達成のために、次の取り組みを行います。

進出した企業の内、今後奨励金の対象となる企業に対しては、改めて奨励金の説明を行っていきます。また、定期的に雇用面の情報収集を行っていきます。

1 当課の主な業務は次のように定義されます。		
・重要政策の推進に関すること ・行政改革及び行政評価に関すること ・広域行政に関すること ・統計に関すること ・予算編成及び配当に関すること ・高度情報化及び電子計算業務に関すること		
2 当課の業務は次の方々のために行われます。		
重要政策の推進、行政改革及び行政評価、広域行政、予算編成及び配当に関する業務による行政サービスの向上は全ての町民の皆さんのために。高度情報化に関する業務は、町内外に住む町の各種情報を取得する方のために。電子計算業務はシステムを利用する各課職員や毛呂山町に住む全ての町民の皆さんのために。		
3 当課の掲げる数値目標と、その根拠は次のとおりです。		
目 標 名	コミュニティバスの利便性向上	
指 標 名	コミュニティバス利用者数	
数値目標	初期値（令和5年度）	82人/日
	現状値（令和6年度）	88人/日
	目標値（令和7年度）	90人/日
	最終目標値（令和11年度）	100人/日
設定根拠	第六次毛呂山町総合振興計画前期基本計画 毛呂山町地域公共交通計画	
事業概要	日常生活の移動手段確保や公共施設の利便性向上のため、コミュニティバス（もろバス）を運行します。	
4 目標達成に向けた取り組みにより、次の効果が期待されます。		
コミュニティバス（もろバス）の運行により、通院、買い物、鉄道駅、公共施設等への移動利便性の向上が見込まれます。		
5 昨年度の取り組みの反省点は次のとおりでした。		
もろバスについては、利用人数に回復傾向が見られます。また、新たな取組として「サイクルアンドバスライド」を開始しました。 もろバスのさらなる利便性向上を図るため、令和6年10月1日からワゴン車5台体制での運行を開始する予定でしたが、自動車会社の不正問題の影響により、5台体制への運行見直しが実施できませんでした。		
6 当課は掲げた目標達成のために、次の取り組みを行います。		
令和7年4月1日からもろバスの車両が増え、また運行頻度が向上したことで利用者は増加すると思われませんが、町のイベントなどでももろバスを利用いただけるよう、イベント活用時におけるもろバスの利用促進を図ります。		

令和7年度 目標設定書（企画財政課）

企画財政課長 小 峰 一 俊

1 当課の主な業務は次のように定義されます。

・重要政策の推進に関すること

・行政改革及び行政評価に関すること

・広域行政に関すること

・統計に関すること

・予算編成及び配当に関すること

・高度情報化及び電子計算業務に関すること

2 当課の業務は次の方々のために行われます。

重要政策の推進、行政改革及び行政評価、広域行政、予算編成及び配当に関する業務による行政サービスの向上は全ての町民の皆さんのために。高度情報化に関する業務は、町内外に住む町の各種情報を取得する方のために。電子計算業務はシステムを利用する各課職員や毛呂山町に住む全ての町民の皆さんのために。

3 当課の掲げる数値目標と、その根拠は次のとおりです。

目 標 名	人口減少の抑制	
指 標 名	住民基本台帳人口	
数値目標	初期値（令和5年度）	32,304人（R5.4.1）
	現状値（令和6年度）	31,865人（R7.4.1）
	目標値（令和7年度）	31,385人（R8.4.1）
	最終目標値（令和11年度）	29,419人（R12.4.1）
設定根拠	第六次毛呂山町総合振興計画前期基本計画	
事業概要	第六次毛呂山町総合振興計画前期基本計画に基づき少子化対策や定住促進施策を実施し、人口減少を抑制します。	

4 目標達成に向けた取り組みにより、次の効果が期待されます。

人口減少を抑制することにより、町の活性化が維持されます。

5 昨年度の取り組みの反省点は次のとおりでした。

婚活イベントや定住促進補助事業などを実施しましたが、人口減少や少子化の抑制には至りませんでした。特に若い世代の転出を抑制する必要があります。

6 当課は掲げた目標達成のために、次の取り組みを行います。

町が実施している少子化対策や定住促進施策等を町内外の人に効果的に発信し、人口減少の抑制に努めます。

1 当課の主な業務は次のように定義されます。

・重要政策の推進に関すること

・行政改革及び行政評価に関すること

・広域行政に関すること

・統計に関すること

・予算編成及び配当に関すること

・高度情報化及び電子計算業務に関すること

2 当課の業務は次の方々のために行われます。

重要政策の推進、行政改革及び行政評価、広域行政、予算編成及び配当に関する業務による行政サービスの向上は全ての町民の皆さんのために。高度情報化に関する業務は、町内外に住む町の各種情報を取得する方のために。電子計算業務はシステムを利用する各課職員や毛呂山町に住む全ての町民の皆さんのために。

3 当課の掲げる数値目標と、その根拠は次のとおりです。

目 標 名	協働のまちづくり	
指 標 名	子どもタウンミーティングにおける提案の取組反映数（延べ）	
数値目標	初期値（令和5年度）	1 件
	現状値（令和6年度）	0 件
	目標値（令和7年度）	1 件
	最終目標値（令和11年度）	7 件
設定根拠	第六次毛呂山町総合振興計画前期基本計画	
事業概要	住民との協働のまちづくりを推進するため、小学生を対象とした子どもタウンミーティングを開催します。	

4 目標達成に向けた取り組みにより、次の効果が期待されます。

子ども達が提案した事業等が実現されることで、子ども達の郷土愛が醸成され、将来的な定住促進につながることを期待できます。

5 昨年度の取り組みの反省点は次のとおりでした。

昨年度、子ども達から提案があった事業は、財政的に難しいものや時間をかけて検討しなければならないものであったため、年度内に実施することが難しい状況でした。

6 当課は掲げた目標達成のために、次の取り組みを行います。

今年度実施する子どもタウンミーティングの提案内容に加えて、これまで実施した子どもタウンミーティングの提案内容を振り返り、事業に結びつけられるよう関係各課と調整します。

令和7年度 目標設定書（企画財政課）

企画財政課長 小 峰 一 俊

1 当課の主な業務は次のように定義されます。		
・重要政策の推進に関すること ・行政改革及び行政評価に関すること ・広域行政に関すること ・統計に関すること ・予算編成及び配当に関すること ・高度情報化及び電子計算業務に関すること		
2 当課の業務は次の方々のために行われます。		
重要政策の推進、行政改革及び行政評価、広域行政、予算編成及び配当に関する業務による行政サービスの向上は全ての町民の皆さんのために。高度情報化に関する業務は、町内外に住む町の各種情報を取得する方のために。電子計算業務はシステムを利用する各課職員や毛呂山町に住む全ての町民の皆さんのために。		
3 当課の掲げる数値目標と、その根拠は次のとおりです。		
目 標 名	町公式ＬＩＮＥ登録者数の増加による情報発信力の強化及び町民利便性の向上	
指 標 名	町公式ＬＩＮＥ登録者数	
数値目標	初期値（令和５年度）	7,681人
	現状値（令和６年度）	10,558人（R7.3.31）
	目標値（令和７年度）	11,000人（R8.3.31）
	最終目標値（令和11年度）	11,000人（R12.3.31）
設定根拠	第六次毛呂山町総合振興計画前期基本計画	
事業概要	ＬＩＮＥを活用したオンライン申請サービスの強化及び町公式ＬＩＮＥの更なる周知を行うことで、町公式ＬＩＮＥの登録者数を増加させます。	
4 目標達成に向けた取り組みにより、次の効果が期待されます。		
住民にとって身近なSNSであるＬＩＮＥを活用し、役場に来庁しなくてもスマートフォンからオンラインで各種行政手続き等ができるサービスを、更に強化することで住民の利便性の向上が図られます。また、町公式ＬＩＮＥ登録者数が増加することで町の情報発信力の強化が図られます。		
5 昨年度の取り組みの反省点は次のとおりでした。		
子育て世代である30代、40代の方からの登録については順調に増加しており、公立小中学校や公立保育園の保護者については、ほぼ100%が登録している状況です。しかしながら、60代以上の高齢者及び20代以下の登録者数が少ない状況です。		
6 当課は掲げた目標達成のために、次の取り組みを行います。		
高齢者に対する町公式ＬＩＮＥの活用に関する講座の実施や、20代以下の若者世代が町公式ＬＩＮＥに登録するメリットが感じられる機能の搭載について検討を行います。併せて、転入者に対してチラシの配布や町民に対して広報やホームページを活用した周知、公共施設や町内飲食店などにポスターを掲示するなど周知を行います。		

1 当課の主な業務は次のように定義されます。

・重要政策の推進に関すること

・行政改革及び行政評価に関すること

・広域行政に関すること

・統計に関すること

・予算編成及び配当に関すること

・高度情報化及び電子計算業務に関すること

2 当課の業務は次の方々のために行われます。

重要政策の推進、行政改革及び行政評価、広域行政、予算編成及び配当に関する業務による行政サービスの向上は全ての町民の皆さんのために。高度情報化に関する業務は、町内外に住む町の各種情報を取得する方のために。電子計算業務はシステムを利用する各課職員や毛呂山町に住む全ての町民の皆さんのために。

3 当課の掲げる数値目標と、その根拠は次のとおりです。

目 標 名	オンライン手続きが可能な申請件数の増加	
指 標 名	オンライン手続きが可能な申請件数	
数値目標	初期値（令和5年度）	111件
	現状値（令和6年度）	191件
	目標値（令和7年度）	150件
	最終目標値（令和11年度）	150件
設定根拠	第六次毛呂山町総合振興計画前期基本計画	
事業概要	町公式LINEから手続き可能な申請数の増加を図ります。	

4 目標達成に向けた取り組みにより、次の効果が期待されます。

住民が自宅に居ながらにして、24時間365日、様々な行政手続きができることで住民の利便性が図られます。また、紙ではなくオンラインで申請が来ることで窓口の混雑の緩和や業務の効率化が図られます。

5 昨年度の取り組みの反省点は次のとおりでした。

子育て世代である30代、40代の方の町公式LINE登録については順調に増加しており、公立小中学校や公立保育園の保護者については、ほぼ100%が登録している状況です。しかしながら、60代以上の高齢者及び20代以下の登録者数が少ない状況から、登録者数の少ない年代にとって、利便性のある手続き等をオンライン化する必要があります。

6 当課は掲げた目標達成のために、次の取り組みを行います。

他の先行自治体の先進事例の研究を行うとともに、各課に働きかけを行い、現在、紙による申請を行っている手続き等について洗い出しを行い、オンライン化を図ります。

1 当課の主な業務は次のように定義されます。		
・町の財産の取得や処分、維持管理に関すること ・入札参加資格の審査や工事等の入札に関すること ・町営住宅に関すること ・福祉会館の施設維持管理、指定管理に関すること		
2 当課の業務は次の方々のために行われます。		
町の財産の処分や有効活用、庁舎等の適正な維持管理による経費の削減及び公正な入札の実施による工事等の履行の確保については、毛呂山町に住む全ての町民の皆さんのために。		
3 当課の掲げる数値目標と、その根拠は次のとおりです。		
目 標 名	町営住宅の空き住戸を活用した子育て世帯等への住宅支援	
指 標 名	町営住宅入居率	
数値目標	初期値（令和5年度）	55.1%
	現状値（令和6年度）	55.1%
	目標値（令和7年度）	62.3%
	最終目標値（令和11年度）	78.3%
設定根拠	第六次毛呂山町総合振興計画前期基本計画	
事業概要	目的外使用制度を活用し、杉ノ入団地の空き住戸を子育て世帯等に対し入居要件を緩和します。 施設の老朽化により受入を中止している中町住宅の整備意義と方向を定め、目的に沿った改修を進めます。	
4 目標達成に向けた取り組みにより、次の成果が期待されます。		
毛呂山町の少子化対策、定住促進に対する取組の一環です。住宅支援により若い世代の定住を促します。		
5 昨年度の取り組みの反省点は次のとおりでした。		
第1期町営住宅長寿命化計画策定では、計策に位置付けた上宿団地、中町住宅の老朽化対策を進めることが出来ませんでした。現状、老朽化が進んでいる上宿団地の改修が急がれます。 入居率が低い状況が続く町営住宅において、中町住宅の存在意義が問われております。		
6 当課は掲げた目標達成のために、次の取り組みを行います。		
第2期町営住宅長寿命化計画策定を検討します。		

1 当課の主な業務は次のように定義されます。		
・町の財産の取得や処分、維持管理に関すること ・入札参加資格の審査や工事等の入札に関すること ・町営住宅に関すること ・福祉会館の施設維持管理、指定管理に関すること		
2 当課の業務は次の方々のために行われます。		
町の財産の処分や有効活用、庁舎等の適正な維持管理による経費の削減及び公正な入札の実施による工事等の履行の確保については、毛呂山町に住む全ての町民の皆さんのために。		
3 当課の掲げる数値目標と、その根拠は次のとおりです。		
目 標 名	毛呂山町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の実践（低公害・低燃費公用車の導入）	
指 標 名	公用車における電気自動車の割合	
数値目標	初期値（令和5年度）	1.4%
	現状値（令和6年度）	4.3%
	目標値（令和7年度）	10.1%
	最終目標値（令和11年度）	15.9%
設定根拠	第六次毛呂山町総合振興計画前期基本計画	
事業概要	更新時期を迎えた公用車を計画的に低公害・低燃費の電気自動車に更新します。	
4 目標達成に向けた取り組みにより、次の成果が期待されます。		
CO2排出量の削減や燃料代の減が期待されます。 老朽化が進んでいる公用車を計画的に電気自動車に更新することで、安全性が高まります。		
5 昨年度の取り組みの反省点は次のとおりでした。		
昨年度は電気自動車を2台導入しました。今後も電気自動車を導入していく予定ですが、充電設備を増設する場合は、電源供給元の確保が課題となります。		
6 当課は掲げた目標達成のために、次の取り組みを行います。		
購入費用の財源確保が肝心であり、国や県などから発出される購入費用助成制度等を研究します。		

1 当課の主な業務は次のように定義されます。		
・町の財産の取得や処分、維持管理に関すること ・入札参加資格の審査や工事等の入札に関すること ・町営住宅に関すること ・福祉会館の施設維持管理、指定管理に関すること		
2 当課の業務は次の方々のために行われます。		
町の財産の処分や有効活用、庁舎等の適正な維持管理による経費の削減及び公正な入札の実施による工事等の履行の確保については、毛呂山町に住む全ての町民の皆さんのために。		
3 当課の掲げる数値目標と、その根拠は次のとおりです。		
目 標 名	都市公園における遊具等の計画的な整備促進	
指 標 名	遊具等整備箇所数	
数値目標	初期値（令和5年度）	2公園
	現状値（令和6年度）	4公園
	目標値（令和7年度）	5公園
	最終目標値（令和11年度）	7公園
設定根拠	第六次毛呂山町総合振興計画前期基本計画	
事業概要	公園遊具の更新など、子どもの健やかな育ちを支える良質な遊びの場を整備します。	
4 目標達成に向けた取り組みにより、次の成果が期待されます。		
子育て世帯から要望の多い公園整備を実施することにより、子育て世帯の満足度向上とともに、町内外に安心して遊べる公園があることをPRできます。 点検により使用不可と判定された遊具を更新・修繕し安全性を高めます。併せて健康ベンチ等の設備を整備し、「健幸づくりのまち もろやま」を実践することで、健康寿命の延伸が期待されます。		
5 昨年度の取り組みの反省点は次のとおりでした。		
令和6年度は、長瀬駅南口公園（①新設：複合遊具×1、すべり台×1、4連ブランコ×1、背のばしベンチ×1）、健康広場（①新設：背のばしベンチ×1、②修繕：ターザンロープ×1）を整備しました。		
6 当課は掲げた目標達成のために、次の取り組みを行います。		
定期的な点検を継続して行うことで公園遊具の安全性を確認し、除草作業等、適切な公園管理を行います。		

令和7年度 目標設定書（税務課）

税務課長 高木 洋

1 当課の主な業務は次のように定義されます。

・町税及び国保税の賦課徴収に関すること

・納税思想の普及及び納税の奨励に関すること

・資産評価に関すること

・所管証明の発行に関すること

2 当課の業務は次の方々のために行われます。

公平・公正な町税の賦課徴収は納税者のために。

3 当課の掲げる数値目標と、その根拠は次のとおりです。

目 標 名	適正かつ公平な賦課徴収による税收確保	
指 標 名	現年分の納税率	
数値目標	初期値（令和5年度）	99.1%
	現状値（令和6年度）	99.1%
	目標値（令和7年度）	99.3%
	最終目標値（令和11年度）	99.7%
設定根拠	第六次毛呂山町総合振興計画前期基本計画	
事業概要	多用な納税手段の提供や納税相談の充実による納税の強化を図ります。	

4 目標達成に向けた取り組みにより、次の効果が期待されます。

現年分の納税を強化し、滞納繰越分発生を抑止に努めることで、町政の安定的な運営を図ることができます。

5 昨年度の取り組みの反省点は次のとおりでした。

公平・公正な賦課徴収に努め、早期に滞納処分に着手した結果、差押件数、財産調査は前年度を上回りましたが、現年分の納税率は伸び悩む結果となりました。現年分の徴収確保について、より一層納期内納付を促進していく必要があります。

6 当課は掲げた目標達成のために、次の取り組みを行います。

財産調査、実態調査及び差押件数を増加させます。また所得控除是正、未申告調査、現地調査及び家屋調査を早期完了させます。

1 当課の主な業務は次のように定義されます。

・戸籍に関すること

・住民基本台帳に関すること

・印鑑登録に関すること

・国民健康保険に関すること

・国民年金に関すること

2 当課の業務は次の方々のために行われます。

現在毛呂山町に住んでいる、あるいはこれから毛呂山町に住む全ての町民の皆さんのために。

3 当課の掲げる数値目標と、その根拠は次のとおりです。

目 標 名	ジェネリック医薬品利用促進	
指 標 名	ジェネリック医薬品数量シェア	
数値目標	初期値（令和5年度）	84.1%
	現状値（令和6年度）	88.0%
	目標値（令和7年度）	88.8%
	最終目標値（令和11年度）	85.5%
設定根拠	第六次毛呂山町総合振興計画前期基本計画	
事業概要	ジェネリック医薬品の利用を促進し医療費の適正化を図ります。	

4 目標達成に向けた取り組みにより、次の効果が期待されます。

ジェネリック医薬品の利用を促進することにより医療費の多くを占める薬剤費の伸びを抑制し、高齢化が進むにつれて増加する一人当たり医療費を減少させることが期待できます。

5 昨年度の取り組みの反省点は次のとおりでした。

診療報酬の改定により、令和6年10月からの選定療養費制度（後発医薬品(ジェネリック医薬品)がある薬で、先発医薬品(長期収載品)の処方を希望する場合は、先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせて支払う制度）により、ジェネリック医薬品の数量シェアは上昇しています。しかしながら、選定療養費制度についての周知不足により、以前より薬剤費負担が増えた理由についての問い合わせがありました。また、数量シェアは上昇のみでなく、様々な要因により下降する可能性もあるため、高水準での数量シェアを保つ必要があります。

6 当課は掲げた目標達成のために、次の取り組みを行います。

最終目標値に達しているものの、市町村平均を下回っています。ジェネリック医薬品は安価で安全であることや、選定療養費制度を広報やホームページであらためて周知するとともに、窓口では資格取得時などに、厚生労働省作成の選定療養費制度リーフレットを用いて説明します。また、資格確認書・資格情報のお知らせ一括更新等の通知発送時に、ジェネリック医薬品希望シールを同封します。さらに年2回、先発医薬品を利用している被保険者を抽出し、後発医薬品差額通知を発送します。

令和7年度 目標設定書（福祉課）

福祉課長 田 邊 和 宏

1 当課の主な業務は次のように定義されます。

・ 地域福祉に関すること

・ 障害福祉に関すること

2 当課の業務は次の方々のために行われます。

地域福祉の業務は、毛呂山町に住んでいるすべての皆さんのために。障害福祉の業務は、毛呂山町に住んでいる障害のある皆さんや施設に入所している障害のある皆さんのために。

3 当課の掲げる数値目標と、その根拠は次のとおりです。

目 標 名	地域福祉の推進	
指 標 名	民生委員・児童委員の定員充足率	
数値目標	初期値（令和5年度）	94.9%
	現状値（令和6年度）	89.8%
	目標値（令和7年度）	100%
	最終目標値（令和11年度）	100%
設定根拠	第六次毛呂山町総合振興計画前期基本計画	
事業概要	地域福祉の要である民生委員・児童委員が全ての地区で活動し、「地域の身近な相談相手」として活躍できる町を目指します。	

4 目標達成に向けた取り組みにより、次の効果が期待されます。

「地域住民の身近な相談相手」として民生委員・児童委員がいることにより、住民目線で地域を見守り、問題の早期発見・早期把握が図られ、行政・専門機関への「つなぎ役」の体制づくりにより、早期介入・早期解決が期待できます。

5 昨年度の取り組みの反省点は次のとおりでした。

昨年度は、残念ながら複数の死亡退任を含めて現役委員の退任が相次ぎましたが、いずれも突然の退任であったため、後任候補が決まらず欠員地区が増加してしまいました。

6 当課は掲げた目標達成のために、次の取り組みを行います。

令和7年度は3年に一度の一斉改選の年度に当たるため、「なり手」の確保に努めます。まずは、民生委員・児童委員の存在やその活動について知ってもらうため、周知活動にも力を入れます。

1 当課の主な業務は次のように定義されます。		
・ 地域福祉に関すること ・ 障害福祉に関すること		
2 当課の業務は次の方々のために行われます。		
地域福祉の業務は、毛呂山町に住んでいるすべての皆さんのために。障害福祉の業務は、毛呂山町に住んでいる障害のある皆さんや施設に入所している障害のある皆さんのために。		
3 当課の掲げる数値目標と、その根拠は次のとおりです。		
目 標 名	障害児支援体制の充実	
指 標 名	計画相談支援事業者による障害児のサービス等利用計画作成率	
数値目標	初期値（令和5年度）	67.0%
	現状値（令和6年度）	70.0%
	目標値（令和7年度）	73.0%
	最終目標値（令和11年度）	85.0%
設定根拠	第六次毛呂山町総合振興計画前期基本計画	
事業概要	障害児福祉サービスを利用する際にサービス等利用計画を相談支援専門員が作成し、一定期間後にサービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。	
4 目標達成に向けた取り組みにより、次の効果が期待されます。		
計画相談支援事業者によるサービス等利用計画の作成やモニタリングを通して、きめ細やかな支援をすることができ、適切なサービス利用に繋がります。		
5 昨年度の取り組みの反省点は次のとおりでした。		
障害児福祉サービスの利用者の増加が著しく、相談支援専門員のマンパワーが追い付かない状況にありました。		
6 当課は掲げた目標達成のために、次の取り組みを行います。		
相談支援専門員を増やすべく、相談支援事業者として機能強化型加算取得に向けた取り組みを行います。これにより相談支援体制の強化が図られ、さらに報酬が増加することで、マンパワーの確保を実現できます。		

1 当課の主な業務は次のように定義されます。		
・ 高齢者福祉に関すること ・ 高齢者医療に関すること ・ 介護保険に関すること		
2 当課の業務は次の方々のために行われます。		
福祉サービスでは、おおむね65歳以上の町内在住者、介護保険事業では、要介護・要支援状態となった65歳以上の方及び40歳以上で特定疾病に該当する方、後期高齢者医療では、75歳以上の町内在住者のために。		
3 当課の掲げる数値目標と、その根拠は次のとおりです。		
目 標 名	ゆずっこ元気体操等を通じた地域づくり	
指 標 名	ゆずフィットの養成数	
数値目標	初期値（令和5年度）	15人/年
	現状値（令和6年度）	18人/年
	目標値（令和7年度）	22人/年
	最終目標値（令和11年度）	35人/年
設定根拠	第六次毛呂山町総合振興計画前期基本計画	
事業概要	住民が主体となり、地域で体操等を通じた地域づくりが実施できるように支援します。	
4 目標達成に向けた取り組みにより、次の効果が期待されます。		
ゆずフィットを養成することにより、介護予防やフレイル予防等を目的とした「ゆずっこ元気体操」が活性化します。また様々な活動を行う「通いの場」を地域住民が主体となり運営していくことを通じて、利用される方々の生きがいや心の居場所、仲間の輪を拓ける拠点となることが期待できます。		
5 昨年度の取り組みの反省点は次のとおりでした。		
働く高齢者の増加や価値観の変化等により、体操をサポートする介護予防サポーター（ゆずフィット）の養成が進みませんでした。そのため、ゆずフィットの担い手、後継者が不足してきており、体操の継続が困難な地区も出てきています。		
6 当課は掲げた目標達成のために、次の取り組みを行います。		
介護予防サポーター養成講座の受講者を増やし、ゆずフィットが不在の地区でも体操を実施できる環境づくりを目指していきます。		

1 当課の主な業務は次のように定義されます。		
・ 高齢者福祉に関すること ・ 高齢者医療に関すること ・ 介護保険に関すること		
2 当課の業務は次の方々のために行われます。		
福祉サービスでは、おおむね65歳以上の町内在住者、介護保険事業では、要介護・要支援状態となった65歳以上の方及び40歳以上で特定疾病に該当する方、後期高齢者医療では、75歳以上の町内在住者のために。		
3 当課の掲げる数値目標と、その根拠は次のとおりです。		
目 標 名	ゆずっこ元気体操等を通じた地域づくり	
指 標 名	ゆずっこ元気体操の参加者数	
数値目標	初期値（令和5年度）	801人/年
	現状値（令和6年度）	770人/年
	目標値（令和7年度）	880人/年
	最終目標値（令和11年度）	1,000人/年
設定根拠	第六次毛呂山町総合振興計画前期基本計画	
事業概要	住民が主体となり、地域で「ゆずっこ元気体操」を行うことで、介護予防・フレイル予防に繋がるように支援します。	
4 目標達成に向けた取り組みにより、次の効果が期待されます。		
ゆずっこ元気体操により要介護状態になる危険性が高い状態（フレイル）を予防します。また身近な通いの場へ外出することにより、高齢者の閉じこもりを予防します。そして地区ごとに通いの場を展開することで、地域住民のつながりを深めることが期待できます。		
5 昨年度の取り組みの反省点は次のとおりでした。		
参加人数が減少した理由として、参加者の入院や体調の悪化、足腰が弱くなり「通いの場」に行けなくなった等がありました。また新たな参加者が増えにくい理由として、ゆずっこ元気体操以外に、サロンなど通いの場も多様化し選べるようにもなりました。また働く高齢者も増えていきます。参加人数を増やすために、地区の老人クラブにて、介護予防を目的として「ゆずっこ元気体操体験会」を実施しました。		
6 当課は掲げた目標達成のために、次の取り組みを行います。		
ゆずっこ元気体操の継続支援並びに介護予防・フレイル予防のための理学療法士、言語聴覚士、管理栄養士、歯科衛生士による出前講座、認知症予防講座を地区と共に開催していきます。マンネリ化を防ぐために、ゆずっこ元気体操に新しい曲を追加していきます。そして新たな参加者を増やすために周知していきます。		

令和7年度 目 標 設 定 書 （子ども課）

子ども課長 中 村 美 奈 子

1 当課の主な業務は次のように定義されます。

<

1 当課の主な業務は次のように定義されます。

・ 保育所への入退所に関すること

・ こども医療及びひとり親家庭等の医療に関すること

・ 児童手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること

・ 放課後児童健全育成事業に関すること

・ 児童館に関すること

2 当課の業務は次の方々のために行われます。

毛呂山町に住む18歳未満の児童並びに子育て中の保護者の皆さんのために。

3 当課の掲げる数値目標と、その根拠は次のとおりです。

目 標 名	幼児教育・保育サービスの充実	
指 標 名	病後児保育利用者数	
数値目標	初期値（令和5年度）	27人/年
	現状値（令和6年度）	49人/年
	目標値（令和7年度）	55人/年
	最終目標値（令和11年度）	40人/年
設定根拠	第六次毛呂山町総合振興計画前期基本計画	
事業概要	病後の回復期の児童を対象に保育を行う、病後児保育事業を行います。	

4 目標達成に向けた取り組みにより、次の効果が期待されます。

多様な保育ニーズに対応することで、働く子育て世帯が安心して子どもを預けることができます。

5 昨年度の取り組みの反省点は次のとおりでした。

病後児保育について、保育園などにチラシを配布し、病後児保育を必要とする保護者への利用促進を図りました。

6 当課は掲げた目標達成のために、次の取り組みを行います。

引き続き啓発を行うとともに、病後児保育が利用しやすいよう、LINEでの登録を可能にし、手続きを簡素化します。

1 当課の主な業務は次のように定義されます。		
・住民の健康の保持増進に関すること ・母子保健に関すること ・感染症予防に関すること		
2 当課の業務は次の方々のために行われます。		
各種がん検診、健康教室・健康相談は毛呂山町に住んでいる成人の方、特定健診・特定保健指導は国民健康保険に加入している40歳から74歳の方、後期高齢者健診は後期高齢者医療制度に加入している方、母子保健事業は乳幼児とその保護者、予防接種事業は子どもから高齢者の方など、毛呂山町に住む全ての町民の皆さんのために。		
3 当課の掲げる数値目標と、その根拠は次のとおりです。		
目 標 名	特定保健指導実施率向上	
指 標 名	特定保健指導実施率	
数値目標	初期値（令和5年度）	45.4%
	現状値（令和6年度）	56.7%
	目標値（令和7年度）	48.0%
	最終目標値（令和11年度）	60.0%
設定根拠	第六次毛呂山町総合振興計画前期基本計画	
事業概要	メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の予防対策の一環として特定健診を実施し、その結果に応じ、保健指導の対象者を階層化し、生活習慣病改善のための事業を実施します。また、健康診査により、疾病の早期発見・早期治療に努めます。	
4 目標達成に向けた取り組みにより、次の効果が期待されます。		
保健指導実施率が向上することで、住民の生活習慣病予防につながるとともに、生活習慣病有病者や予備軍を減少させる効果が期待できます。		
5 昨年度の取り組みの反省点は次のとおりでした。		
特定健診（集団形式）当日に特定保健指導対象者を判定し、待合の時間を利用して保健指導の初回面接を行いました。また、対象者には、健診結果を手渡しすると同時に保健指導（集団または個別形式）を実施しました。さらに、保健指導期間の6か月間の間に、調理実習や運動教室の開催、栄養アプリWOLNを用いた指導、保健師・管理栄養士からフォローアップの連絡をし、生活習慣改善を継続できるよう支援しました。これらにより、健康への関心が高まる時期や生活習慣改善のモチベーションが下がる時期などを見越して効果的に保健指導を行うことができ、実施率も向上させることができました。		
6 当課は掲げた目標達成のために、次の取り組みを行います。		
令和6年度と同様の保健指導方法を継続するとともに、栄養アプリWOLNの利用を推進していきます。		

1 当課の主な業務は次のように定義されます。

- ・住民の健康の保持増進に関すること
- ・母子保健に関すること
- ・感染症予防に関すること

2 当課の業務は次の方々のために行われます。

各種がん検診、健康教室・健康相談は毛呂山町に住んでいる成人の方、特定健診・特定保健指導は国民健康保険に加入している40歳から74歳の方、後期高齢者健診は後期高齢者医療制度に加入している方、母子保健事業は乳幼児とその保護者、予防接種事業は子どもから高齢者の方など、毛呂山町に住む全ての町民の皆さんのために。

3 当課の掲げる数値目標と、その根拠は次のとおりです。

目 標 名	医療体制の充実	
指 標 名	祝日・年末年始の医療体制充足率	
数値目標	初期値（令和5年度）	100%
	現状値（令和6年度）	100%
	目標値（令和7年度）	100%
	最終目標値（令和11年度）	100%
設定根拠	第六次毛呂山町総合振興計画前期基本計画	
事業概要	祝日・年末年始の医療体制を確保します。	

4 目標達成に向けた取り組みにより、次の効果が期待されます。

祝日や年末年始で多くの病院が休診の場合でも、安心して医療を受けることができます。

5 昨年度の取り組みの反省点は次のとおりでした。

医療機関との連携により、診療体制を確保できました。

6 当課は掲げた目標達成のために、次の取り組みを行います。

引き続き医療機関との連携により、急な疾患やケガの際にも安心して住める町を目指します。

令和7年度 目標設定書（保健センター）

保健センター所長 栗原 弥生

1 当課の主な業務は次のように定義されます。

・住民の健康の保持増進に関すること

・母子保健に関すること

・感染症予防に関すること

2 当課の業務は次の方々のために行われます。

各種がん検診、健康教室・健康相談は毛呂山町に住んでいる成人の方、特定健診・特定保健指導は国民健康保険に加入している40歳から74歳の方、後期高齢者健診は後期高齢者医療制度に加入している方、母子保健事業は乳幼児とその保護者、予防接種事業は子どもから高齢者の方など、毛呂山町に住む全ての町民の皆さんのために。

3 当課の掲げる数値目標と、その根拠は次のとおりです。

目 標 名	医療体制の充実	
指 標 名	休日及び夜間の医療体制充足率	
数値目標	初期値（令和5年度）	100%
	現状値（令和6年度）	100%
	目標値（令和7年度）	100%
	最終目標値（令和11年度）	100%
設定根拠	第六次毛呂山町総合振興計画前期基本計画	
事業概要	休日及び夜間の医療体制を確保します。	

4 目標達成に向けた取り組みにより、次の効果が期待されます。

休日夜間を問わず、緊急時に医療を受けることができます。

5 昨年度の取り組みの反省点は次のとおりでした。

24時間365日、緊急時に必要な医療を受けられる体制を確保できました。

6 当課は掲げた目標達成のために、次の取り組みを行います。

引き続き医療機関との連携により、急な疾患やケガの際にも高度な医療が受けられ、安心して住める町を目指します。

1 当課の主な業務は次のように定義されます。

・妊婦健康診査や乳幼児健康診査など母子の健康に関すること

・こどもの発育発達に関する相談支援に関すること

・妊娠、出産から子育ての各時期における相談支援に関すること

・児童虐待防止に関すること

・子育て支援センターに関すること

2 当課の業務は次の方々のために行われます。

毛呂山町に住む18歳未満のこども並びに、子育て中の保護者の皆さんのために。

3 当課の掲げる数値目標と、その根拠は次のとおりです。

目 標 名	子どもの居場所の充実	
指 標 名	ファミリー・サポート・センター事業（保育）利用回数	
数値目標	初期値（令和5年度）	198件/年
	現状値（令和6年度）	175件/年
	目標値（令和7年度）	200件/年
	最終目標値（令和11年度）	250件/年
設定根拠	第六次毛呂山町総合振興計画前期基本計画	
事業概要	地域の子育て家庭を支援するため、育児の援助を受けたい利用会員と援助を行いたいサポート会員をつなぎ、会員同士の相互援助活動を通じて、安心して子育てできる地域づくりを推進します。	

4 目標達成に向けた取り組みにより、次の効果が期待されます。

支え合いの仕組みが広がることで、子育て家庭の孤立が緩和され、子どもが健やかに成長できる環境づくりが進みます。また、柔軟な援助体制が整うことで、保護者の心理的な負担が軽減し、子育てへの安心感が高まります。

5 昨年度の取り組みの反省点は次のとおりでした。

令和6年度の利用回数は、175件で、対応したサポート会員は20名となっています。登録中のサポート会員数は令和4年度末/39人、令和5年度末/42人、令和6年度末/43人と、増加率が鈍化しており、ニーズに対し柔軟に対応するためには、より多くのサポート会員の協力が必要な状況にあります。

6 当課は掲げた目標達成のために、次の取り組みを行います。

ファミリー・サポート・センター事業利用促進にあたり、利用者の希望に添える体制づくりとして、サポート会員の確保に取り組みます。新規サポート会員発掘のための周知はもちろんのこと、サポート会員になるための受講が、より受けやすい環境である必要があると考え、その一環として、オンラインの仕組みを取り入れた講習体制を進めていきます。

1 当課の主な業務は次のように定義されます。		
・妊婦健康診査や乳幼児健康診査など母子の健康に関すること ・こどもの発育発達に関する相談支援に関すること ・妊娠、出産から子育ての各時期における相談支援に関すること ・児童虐待防止に関すること ・子育て支援センターに関すること		
2 当課の業務は次の方々のために行われます。		
毛呂山町に住む18歳未満のこども並びに、子育て中の保護者の皆さんのために。		
3 当課の掲げる数値目標と、その根拠は次のとおりです。		
目 標 名	子育て支援のトータルマネジメント	
指 標 名	育児中の保護者の心身の状況について「良い」と回答した割合 （3歳児健康診査票を基に算出）	
数値目標	初期値（令和5年度）	61.9%
	現状値（令和6年度）	70.0%
	目標値（令和7年度）	72.0%
	最終目標値（令和11年度）	68.0%
設定根拠	第六次毛呂山町総合振興計画前期基本計画	
事業概要	子育てに困難を抱える家庭だけでなく全ての家庭に対してアプローチし、妊娠期からの切れ目ない支援や支援メニューの体系的マネジメントを行うことで、個々のニーズに合った必要な支援を届けます。	
4 目標達成に向けた取り組みにより、次の効果が期待されます。		
乳幼児健診や子育て支援センター等で子育て家庭の状況を把握し、全ての子育て家庭に対し必要な支援を提供することで、子育て中の保護者の孤立感や不安感、経済的負担を軽減し、それぞれが安心して子育てをすることができます。		
5 昨年度の取り組みの反省点は次のとおりでした。		
子育て支援センター等交流の場を紹介し利用を促すため、子育て支援室の支援員が保健センターの4ヶ月健診時に声をかけていましたが、その他の健診時は子育て支援室が開所日ではなかったため子育て支援センター等を周知することができませんでした。		
6 当課は掲げた目標達成のために、次の取り組みを行います。		
子育て中の保護者、特に0歳児を持つ保護者が参加しやすいイベントを実施することで早期に子育て支援センター等を利用するきっかけをつくり、個々のニーズに対応しながら必要な情報提供や支援を行います。		

1 当課の主な業務は次のように定義されます。		
・妊婦健康診査や乳幼児健康診査など母子の健康に関すること ・こどもの発育発達に関する相談支援に関すること ・妊娠、出産から子育ての各時期における相談支援に関すること ・児童虐待防止に関すること ・子育て支援センターに関すること		
2 当課の業務は次の方々のために行われます。		
毛呂山町に住む18歳未満のこども並びに、子育て中の保護者の皆さんのために。		
3 当課の掲げる数値目標と、その根拠は次のとおりです。		
目 標 名	産婦及び子どもの健康の保持増進	
指 標 名	産後ケア事業を知っている人の割合	
数値目標	初期値（令和5年度）	90.3%
	現状値（令和6年度）	85.9%
	目標値（令和7年度）	88.7%
	最終目標値（令和11年度）	100%
設定根拠	第六次毛呂山町総合振興計画前期基本計画	
事業概要	産後の母子が安心して生活ができるよう、助産院や病院、自宅で心身を休めながら助産師による相談・指導が受けられるサービスです。	
4 目標達成に向けた取り組みにより、次の効果が期待されます。		
1歳までの乳児期は子育ての中で特に大変さを感じやすい時期です。産後ケア事業を利用することで子育ての負担感や孤立感を緩和し、安心してこれからの子育てを行うことができます。		
5 昨年度の取り組みの反省点は次のとおりでした。		
令和5年度、6年度ともに利用者は10名（実数は5～6名）でした。一度サービスを利用すると再度利用する様子が見られています。今後は新規の利用が増えるよう、サービスの周知に努めていきたいと思えます。		
6 当課は掲げた目標達成のために、次の取り組みを行います。		
令和7年度より産婦健康診査として産後1ヶ月健康診査（産婦健康診査②）だけでなく、産後2週間での健康診査（産婦健康診査①）の助成を開始しました。母子健康手帳発行時や妊娠8ヶ月以降に妊婦に電話をするマタニティママコールなどでさらに事業の周知を行い、産後2週間での健康診査とともに母親の不安感の軽減に努めていきます。		

1 当課の主な業務は次のように定義されます。		
・妊婦健康診査や乳幼児健康診査など母子の健康に関すること ・こどもの発育発達に関する相談支援に関すること ・妊娠、出産から子育ての各時期における相談支援に関すること ・児童虐待防止に関すること ・子育て支援センターに関すること		
2 当課の業務は次の方々のために行われます。		
毛呂山町に住む18歳未満のこども並びに、子育て中の保護者の皆さんのために。		
3 当課の掲げる数値目標と、その根拠は次のとおりです。		
目 標 名	妊産婦及び子どもの健康の保持・増進	
指 標 名	育児中の保護者の心身の状況について「良い」と回答した割合 （4か月健康診査票を基に算出）	
数値目標	初期値（令和5年度）	61.3%
	現状値（令和6年度）	65.4%
	目標値（令和7年度）	66.5%
	最終目標値（令和11年度）	67.5%
設定根拠	第六次毛呂山町総合振興計画前期基本計画	
事業概要	妊産婦健診、乳幼児健康診査等の母子保健事業により、妊産婦や乳幼児が健やかに生活できるよう支援します。	
4 目標達成に向けた取り組みにより、次の効果が期待されます。		
1歳までの乳児期は子育て期の中で特に大変さを感じやすい時期です。保護者が子育てについて喜びや悩みを共有する場があることで、子育ての負担感や孤立感を緩和し、保護者の身体的、精神的、社会的に良好な状態である、ウェルビーイングを図ることができます。		
5 昨年度の取り組みの反省点は次のとおりでした。		
令和6年度中にアンケートをとった「産後ケアを知っている人の割合」は85.9%（実績値）でした。子育て期の中で特に大変な時期に、心身を休めながら相談を受けられる「産後ケアを知っている人の割合」を目標値である100%に近づけるために周知をしていく必要があります。		
6 当課は掲げた目標達成のために、次の取り組みを行います。		
妊産婦健康診査や乳幼児健康診査、各種相談事業、産後ケア事業等により、妊産婦や乳幼児が健やかに生活できるよう支援をするとともに、事業、サービスの周知を行い、育児不安の軽減を図ります。		

1 当課の主な業務は次のように定義されます。

・環境保全対策及び公害対策の企画調整に関すること

・一般廃棄物の処理及び生活排水対策に関すること

・ごみの減量化及び資源化の推進に関すること

・犬の登録及び狂犬病予防に関すること

・交通安全対策及び防犯の推進に関すること

2 当課の業務は次の方々のために行われます。

環境保全、一般廃棄物の処理、生活排水、狂犬病予防、交通安全対策及び防犯の推進業務については、現在毛呂山町に住んでいる、あるいはこれから毛呂山町に住む全ての町民の皆さんのために。

3 当課の掲げる数値目標と、その根拠は次のとおりです。

目 標 名	交通安全対策の推進	
指 標 名	人身事故発生件数	
数値目標	初期値（令和5年度）	74件/年
	現状値（令和6年度）	64件/年
	目標値（令和7年度）	63件/年
	最終目標値（令和11年度）	69件/年
設定根拠	第六次毛呂山町総合振興計画前期基本計画	
事業概要	交通安全を推進するため、交通安全施設の整備および交通安全意識の向上を行い、事故を減少させます。	

4 目標達成に向けた取り組みにより、次の効果が期待されます。

住民の交通安全意識が高まり、交通事故発生件数の減少が期待されます。

5 昨年度の取り組みの反省点は次のとおりでした。

事故件数は減少しましたが、事故は発生しておりますので、引き続き交通安全対策を推進する必要があります。

6 当課は掲げた目標達成のために、次の取り組みを行います。

交通事故のない安全な地域社会を目指し、通学路を始めとした道路標示の設置、道路反射鏡の設置、児童生徒の立哨指導の実施などの安全確保を推進します。また、交通安全関係団体と連携し住民の交通安全意識の向上に努めます。

1

当課の主な業務は次のように定義されます。

・環境保全対策及び公害対策の企画調整に関すること

・一般廃棄物の処理及び生活排水対策に関すること

・ごみの減量化及び資源化の推進に関すること

・犬の登録及び狂犬病予防に関すること

・交通安全対策及び防犯の推進に関すること

2

当課の業務は次の方々のために行われます。

環境保全、一般廃棄物の処理、生活排水、狂犬病予防、交通安全対策及び防犯の推進業務については、現在毛呂山町に住んでいる、あるいはこれから毛呂山町に住む全ての町民の皆さんのために。

3

当課の掲げる数値目標と、その根拠は次のとおりです。

目 標 名	交通安全対策の推進	
指 標 名	人身事故による死傷者数	
数値目標	初期値（令和5年度）	92件/年
	現状値（令和6年度）	79件/年
	目標値（令和7年度）	78件/年
	最終目標値（令和11年度）	87件/年
設定根拠	第六次毛呂山町総合振興計画前期基本計画	
事業概要	交通安全を推進するため、交通安全施設の整備および交通安全意識の向上を行い、事故を減少させます。	

4

目標達成に向けた取り組みにより、次の効果が期待されます。

住民の交通安全意識が高まり、交通事故発生件数の減少が期待されます。

5

昨年度の取り組みの反省点は次のとおりでした。

事故件数は減少しましたが、事故は発生しておりますので、引き続き交通安全対策を推進する必要があります。

6

当課は掲げた目標達成のために、次の取り組みを行います。

交通事故のない安全な地域社会を目指し、通学路を始めとした道路標示の設置、道路反射鏡の設置、児童生徒の立哨指導の実施などの安全確保を推進します。また、交通安全関係団体と連携し住民の交通安全意識の向上に努めます。

1

当課の主な業務は次のように定義されます。

・環境保全対策及び公害対策の企画調整に関すること

・一般廃棄物の処理及び生活排水対策に関すること

・ごみの減量化及び資源化の推進に関すること

・犬の登録及び狂犬病予防に関すること

・交通安全対策及び防犯の推進に関すること

2

当課の業務は次の方々のために行われます。

環境保全、一般廃棄物の処理、生活排水、狂犬病予防、交通安全対策及び防犯の推進業務については、現在毛呂山町に住んでいる、あるいはこれから毛呂山町に住む全ての町民の皆さんのために。

3

当課の掲げる数値目標と、その根拠は次のとおりです。

目 標 名	ごみ（可燃物・不燃物）減量化の推進	
指 標 名	家庭系燃やせるごみの排出量	
数値目標	初期値（令和5年度）	6,077t
	現状値（令和6年度）	6,064t
	目標値（令和7年度）	5,976t
	最終目標値（令和11年度）	5,774t
設定根拠	第六次毛呂山町総合振興計画前期基本計画	
事業概要	ごみの減量化を推進するため、分別のルールを徹底しごみの排出量を減少させます。	

4

目標達成に向けた取り組みにより、次の効果が期待されます。

適切にごみが分別されるようになり、排出量の減少が期待されます。

5

昨年度の取り組みの反省点は次のとおりでした。

家庭用生ごみ処理機器の設置補助や生ごみ処理機キエーロの販売を行いごみの減量化の推進に努めました。令和6年度は、好評につき年度初めに予定基数に達してしまい、補正予算の計上により基数を増やしました。

6

当課は掲げた目標達成のために、次の取り組みを行います。

ごみの減量化を推進するために今年度も家庭用生ごみ処理機器の設置補助や生ごみ処理機キエーロの販売を行います。また、今年度から民間会社と協定を締結し、リユースプラットフォーム「おいくら」を通じたリユース（再利用）を推進し、ごみの排出量の減少に努めます。ごみの分別勉強会を継続し、ごみの分別意識を高めたり、ホームページや広報紙等によりごみ減量化の啓発等の取り組みを行います。

1 当課の主な業務は次のように定義されます。		
・環境保全対策及び公害対策の企画調整に関すること ・一般廃棄物の処理及び生活排水対策に関すること ・ごみの減量化及び資源化の推進に関すること ・犬の登録及び狂犬病予防に関すること ・交通安全対策及び防犯の推進に関すること		
2 当課の業務は次の方々のために行われます。		
環境保全、一般廃棄物の処理、生活排水、狂犬病予防、交通安全対策及び防犯の推進業務については、現在毛呂山町に住んでいる、あるいはこれから毛呂山町に住む全ての町民の皆さんのために。		
3 当課の掲げる数値目標と、その根拠は次のとおりです。		
目 標 名	生活環境の保全	
指 標 名	町内空き家数	
数値目標	初期値（令和5年度）	527軒
	現状値（令和6年度）	527軒
	目標値（令和7年度）	527軒
	最終目標値（令和11年度）	500軒
設定根拠	第六次毛呂山町総合振興計画前期基本計画	
事業概要	生活環境の保全のため「空家等対策計画」に基づき、老朽化した空き家の除却など総合的な取組を進めます。	
4 目標達成に向けた取り組みにより、次の効果が期待されます。		
空き家の除却により、環境美化の促進になり、周辺地域の安全性を高めることができます。また、建物の倒壊や火災の危険性を減少させたり、不法投棄や治安の悪化を防ぐ効果が期待ができます。		
5 昨年度の取り組みの反省点は次のとおりでした。		
昨年度より空き家等解体補助事業を開始しましたが、年度後半から当事業が浸透し相談が増えてきたため、今年度は更に申請、相談の件数の増加が期待できます。		
6 当課は掲げた目標達成のために、次の取り組みを行います。		
空き家等解体補助事業を推進します。事業の周知を図るため、ホームページや広報誌等により、空き家等解体補助事業の周知を行います。		

令和7年度 目標設定書（生活環境課）

生活環境課長 小 峰 浩

1 当課の主な業務は次のように定義されます。

・環境保全対策及び公害対策の企画調整に関すること

・一般廃棄物の処理及び生活排水対策に関すること

・ごみの減量化及び資源化の推進に関すること

・犬の登録及び狂犬病予防に関すること

・交通安全対策及び防犯の推進に関すること

2 当課の業務は次の方々のために行われます。

環境保全、一般廃棄物の処理、生活排水、狂犬病予防、交通安全対策及び防犯の推進業務については、現在毛呂山町に住んでいる、あるいはこれから毛呂山町に住む全ての町民の皆さんのために。

3 当課の掲げる数値目標と、その根拠は次のとおりです。

目 標 名	防犯の推進	
指 標 名	街頭犯罪発生件数	
数値目標	初期値（令和5年度）	74件/年
	現状値（令和6年度）	90件/年
	目標値（令和7年度）	73件/年
	最終目標値（令和11年度）	69件/年
設定根拠	第六次毛呂山町総合振興計画前期基本計画	
事業概要	地域住民との協働により防犯活動を行い、犯罪の発生を抑制させます。	

4 目標達成に向けた取り組みにより、次の効果が期待されます。

住民の防犯意識が高まり、街頭犯罪発生件数の減少が期待されます。

5 昨年度の取り組みの反省点は次のとおりでした。

防犯ボランティア団体との連携を行い、防犯啓発活動を実施し犯罪抑止に努めたところ、特殊詐欺につきましては、令和5年と比較し減少しましたが、街頭犯罪発生件数は増加してしまいました。

6 当課は掲げた目標達成のために、次の取り組みを行います。

街頭犯罪発生を抑制するために、住宅用防犯対策機器の購入及び設置費用の補助を行い、住民自ら防犯意識を高めることや、防犯ボランティア団体との連携を強化し引き続き防犯啓発活動を行います。

令和7年度 目標設定書（産業振興課）

産業振興課長 山口 貴 尚

1 当課の主な業務は次のように定義されます。

・農林業に関すること

・商工業に関すること

・観光の振興に関すること

・消費者の保護に関すること

2 当課の業務は次の方々のために行われます。

農林業、商工業、観光に関わる皆さんをはじめ、毛呂山町に住む全ての町民の皆さんのために。

3 当課の掲げる数値目標と、その根拠は次のとおりです。

目 標 名	町内産業の活性化	
指 標 名	毛呂山町商工会の会員数	
数値目標	初期値（令和5年度）	591事業者
	現状値（令和6年度）	591事業者
	目標値（令和7年度）	591事業者
	最終目標値（令和11年度）	591事業者
設定根拠	第六次毛呂山町総合振興計画前期基本計画	
事業概要	毛呂山町商工会の会員数について、減少傾向を抑制し、会員数の維持を目指します。	

4 目標達成に向けた取り組みにより、次の効果が期待されます。

町内事業者が商工会に加入することにより、連携の強化が図られ、町内事業所が活性化する効果が期待されます。

5 昨年度の取り組みの反省点は次のとおりでした。

現在も創業する事業者と比較して、廃業する事業者が多い状況のため、商工会の会員数が初期値に比べ減少しています。

6 当課は掲げた目標達成のために、次の取り組みを行います。

商工会シールラリー補助金や創業支援事業などの取り組みにより、商工会会員数の維持を目指します。

令和7年度 目標設定書（産業振興課）

産業振興課長 山口 貴 尚

1 当課の主な業務は次のように定義されます。

・農林業に関すること

・商工業に関すること

・観光の振興に関すること

・消費者の保護に関すること

2 当課の業務は次の方々のために行われます。

農林業、商工業、観光に関わる皆さんをはじめ、毛呂山町に住む全ての町民の皆さんのために。

3 当課の掲げる数値目標と、その根拠は次のとおりです。

目 標 名	町内観光施設の魅力向上	
指 標 名	入込観光客数	
数値目標	初期値（令和5年度）	48.3万人/年
	現状値（令和6年度）	48.4万人/年
	目標値（令和7年度）	49.7万人/年
	最終目標値（令和11年度）	55万人/年
設定根拠	第六次毛呂山町総合振興計画前期基本計画	
事業概要	観光キャンペーンや各種イベントを開催し、入込観光客数の増加を目指します。	

4 目標達成に向けた取り組みにより、次の効果が期待されます。

入込観光客数の増加により、町内の交流人口が増加するとともに、町内産業等の活性化が期待されます。

5 昨年度の取り組みの反省点は次のとおりでした。

令和6年度は「産業まつり」を「毛呂山町合併70周年記念花火大会」と併せて開催し、伊奈町バラ園のバラまつり式典でのもろ丸くん出演や、伊奈町・川島町と共に3町連携によるフォトグランプリや東京ドーム主催の「ぐるぐるグルメカーニバル2024」でのもろ丸くんの出演など、各種イベントへ積極的に参加し、観光PRを行いました。

6 当課は掲げた目標達成のために、次の取り組みを行います。

本年も「産業まつり」開催や町内イベント等への協力を行うほか、SNSによる情報発信や地域連携している近隣市町村開催の観光キャンペーン等へ参加することによりPRを行い、入込観光客数の増加を目指します。

令和7年度 目 標 設 定 書 （産業振興課）

産業振興課長 山 口 貴 尚

1 当課の主な業務は次のように定義されます。

- ・農林業に関すること
- ・商工業に関すること
- ・観光の振興に関すること
- ・消費者の保護に関すること

2 当課の業務は次の方々のために行われます。

農林業、商工業、観光に関わる皆さんをはじめ、毛呂山町に住む全ての町民の皆さんのために。

3 当課の掲げる数値目標と、その根拠は次のとおりです。

目 標 名	農地の保全		
指 標 名	遊休農地集積面積		
数値目標	初期値（令和5年度）	15ha	
	現状値（令和6年度）	17.8ha	
	目標値（令和7年度）	19.8ha	
	最終目標値（令和11年度）	25ha	
設定根拠	第六次毛呂山町総合振興計画前期基本計画		
事業概要	農地バンクを活用して、耕作されていない農地（遊休農地等）をまとめて有効活用できるよう支援します。		

4 目標達成に向けた取り組みにより、次の効果が期待されます。

遊休農地の存在は、病虫害の発生、有害鳥獣の隠れ場、不法投棄の温床となるなど地域環境に影響を及ぼし農村の景観を損なう要因となりますが、こうした課題の解消が期待されます。

5 昨年度の取り組みの反省点は次のとおりでした。

農地を人に任せたい「出し手」と、新しく農業を始めたり拡大したい「受け手」をつなぐには、町、農業委員会、JA、川越農林振興センター、農地中間管理機構等関係機関との連携・協力が不可欠ですが、この取り組みは緊密に行うことができました。
一方で、高齢化の影響で耕作を辞めてしまう農業者は増加しており、狭小であったり勾配が急峻であるなど条件の悪い農地では次の担い手が見つからず、耕作される農地を如何に残していくかが課題となっています。

6 当課は掲げた目標達成のために、次の取り組みを行います。

農業関係機関との連携・協力のため連絡を引き続き密に行い、新たに農業を始めようとする人や企業、団体などが、毛呂山町で「耕作される農地」を継承できるよう努めます。

令和7年度 目標設定書（産業振興課）

産業振興課長 山口 貴 尚

1 当課の主な業務は次のように定義されます。

・農林業に関すること

・商工業に関すること

・観光の振興に関すること

・消費者の保護に関すること

2 当課の業務は次の方々のために行われます。

農林業、商工業、観光に関わる皆さんをはじめ、毛呂山町に住む全ての町民の皆さんのために。

3 当課の掲げる数値目標と、その根拠は次のとおりです。

目 標 名	森林の保全	
指 標 名	森林整備面積	
数値目標	初期値（令和5年度）	0ha
	現状値（令和6年度）	0ha
	目標値（令和7年度）	2.7ha
	最終目標値（令和11年度）	5ha
設定根拠	第六次毛呂山町総合振興計画前期基本計画	
事業概要	森林資源を維持・保護し、水資源を保全するため、森林環境譲与税を活用し、造林、徐間伐、林道の維持管理を行います。	

4 目標達成に向けた取り組みにより、次の効果が期待されます。

森林の適正管理により、水源涵養や地球温暖化防止、生物多様性を守る、木材の供給など多面的な機能が保全されます。

5 昨年度の取り組みの反省点は次のとおりでした。

令和4年度に予備調査、令和5年度に10地区、令和6年度に8地区の本調査を実施し、森林所有者意向調査を終了することができましたが、森林整備事業を実施することができませんでした。

6 当課は掲げた目標達成のために、次の取り組みを行います。

森林所有者意向調査の結果に加えて林地台帳や航空写真、現地踏査による現状把握なども加えたデータを用いて、森林の状況を捉え分析します。
分析した結果をもって、森林整備を実施する方法、箇所の選定、区域分け、順序等を定める計画をたてます。
計画に沿って森林整備を実施します。

1 当課の主な業務は次のように定義されます。		
・農林業に関すること ・商工業に関すること ・観光の振興に関すること ・消費者の保護に関すること		
2 当課の業務は次の方々のために行われます。		
農林業、商工業、観光に関わる皆さんをはじめ、毛呂山町に住む全ての町民の皆さんのために。		
3 当課の掲げる数値目標と、その根拠は次のとおりです。		
目 標 名	消費生活相談の充実	
指 標 名	消費生活相談件数	
数値目標	初期値（令和5年度）	97件/年
	現状値（令和6年度）	110件/年
	目標値（令和7年度）	110件/年
	最終目標値（令和11年度）	110件/年
設定根拠	第六次毛呂山町総合振興計画前期基本計画	
事業概要	契約トラブルや商品の苦情など多様化する住民の不安を解消するために消費生活相談の充実を図ります。	
4 目標達成に向けた取り組みにより、次の効果が期待されます。		
消費生活相談について毛呂山町・越生町・鳩山町で連携することにより、月曜から金曜までの相談窓口開設により、町民の不安解消に繋がります。		
5 昨年度の取り組みの反省点は次のとおりでした。		
令和6年度は毛呂山町の相談窓口開設は89日で、延べ110件数の相談を受けました。		
6 当課は掲げた目標達成のために、次の取り組みを行います。		
広報紙やホームページによるPRにより、町民が相談できる環境づくりを行います。 また、専門性の高い相談員の配置に努めます。		

1 当課の主な業務は次のように定義されます。

・良好なまちづくりのための、様々な計画の策定に関すること

・開発許可及び建築関係等の事務に関すること

・都市施設や町道、河川の整備及び維持管理に関すること

・町道等の管理及び占用等に関する事務に関すること

2 当課の業務は次の方々のために行われます。

現在、毛呂山町に住んでいる、或いはこれから毛呂山町に住む皆さんのために。そして、毛呂山町を訪れる全ての皆さんのために。

3 当課の掲げる数値目標と、その根拠は次のとおりです。

目 標 名	企業誘致の基盤となる区域の指定	
指 標 名	産業系土地利用区域の面積	
数値目標	初期値（令和5年度）	18.2ha
	現状値（令和6年度）	18.2ha
	目標値（令和7年度）	23.2ha
	最終目標値（令和11年度）	35.0ha
設定根拠	第六次毛呂山町総合振興計画前期基本計画	
事業概要	毛呂山町都市計画マスタープランの推進を図ります。	

4 目標達成に向けた取り組みにより、次の効果が期待できます。

土地利用構想に基づき、自然や環境、景観などの地域特性を活かすとともに、社会経済情勢の変化に対応した調和のある土地利用を図ることが期待できます。

5 昨年度の取り組みの反省点は次のとおりでした。

産業基盤となる候補地について関係機関や関係各課との協議を実施してきましたが、目標達成には至りませんでした。

6 当課は掲げた目標達成のために、次の取り組みを行います。

更なる税收確保、雇用創出、地域産業の活性化を図るため、産業系12号区域指定についてはこれまで町が区域を指定して企業誘致を進める町主体の方式から、事業者の申出に基づき区域指定を進める事業者主体の方式に変更することで、より一層の企業誘致の推進を図ります。

令和7年度 目標設定書（まちづくり整備課）

まちづくり整備課長 大畑 俊文

1 当課の主な業務は次のように定義されます。

・良好なまちづくりのための、様々な計画の策定に関すること

・開発許可及び建築関係等の事務に関すること

・都市施設や町道、河川の整備及び維持管理に関すること

・町道等の管理及び占用等に関する事務に関すること

2 当課の業務は次の方々のために行われます。

現在、毛呂山町に住んでいる、或いはこれから毛呂山町に住む皆さんのために。そして、毛呂山町を訪れる全ての皆さんのために。

3 当課の掲げる数値目標と、その根拠は次のとおりです。

目 標 名	安全で快適な生活道路の整備	
指 標 名	町内団地側溝整備率	
数値目標	初期値（令和5年度）	79.0%
	現状値（令和6年度）	79.4%
	目標値（令和7年度）	80.0%
	最終目標値（令和11年度）	82.0%
設定根拠	第六次毛呂山町総合振興計画前期基本計画	
事業概要	町内団地内の側溝整備を進めます。	

4 目標達成に向けた取り組みにより、次の効果が期待できます。

町内団地内の側溝を整備することにより、身近な生活道路の安全性・快適性が確保されます。

5 昨年度の取り組みの反省点は次のとおりでした。

昨年度については、団地内2路線の側溝修繕工事を実施しましたが、今だ未整備の箇所が多数あることから、より多くの修繕が必要になっています。

6 当課は掲げた目標達成のために、次の取り組みを行います。

毛呂山町道路整備計画に基づき、老朽化した団地内の側溝整備に努めてまいります。

1 当課の主な業務は次のように定義されます。		
・良好なまちづくりのための、様々な計画の策定に関すること ・開発許可及び建築関係等の事務に関すること ・都市施設や町道、河川の整備及び維持管理に関すること ・町道等の管理及び占用等に関する事務に関すること		
2 当課の業務は次の方々のために行われます。		
現在、毛呂山町に住んでいる、或いはこれから毛呂山町に住む皆さんのために。そして、毛呂山町を訪れる全ての皆さんのために。		
3 当課の掲げる数値目標と、その根拠は次のとおりです。		
目 標 名	ふるさと納税寄附金額の増加	
指 標 名	ふるさと納税寄附金額	
数値目標	初期値（令和5年度）	36,320千円/年
	現状値（令和6年度）	個人版ふるさと納税 35,715,500円 企業版ふるさと納税 3,600,000円
	目標値（令和7年度）	個人版ふるさと納税 38,000,000円 企業版ふるさと納税 4,000,000円
	最終目標値（令和11年度）	50,000千円/年
設定根拠	第六次毛呂山町総合振興計画前期基本計画	
事業概要	個人版及び企業版ふるさと納税寄附を募集し、寄附金額増加による町事業の財源確保及び町の魅力発信に努めます。	
4 目標達成に向けた取り組みにより、次の効果が期待できます。		
個人版ふるさと納税寄附金を財源としたビジネスコンテストを開催し、新たなビジネス創出を推進することで、町内活性化を図る効果が期待できます。また、町内事業者のPRの場としての効果も期待できます。企業版ふるさと納税寄附金を財源として、主として町単独事業を実施することで、安定的な財源確保につなげる効果が期待できます。		
5 昨年度の取り組みの反省点は次のとおりでした。		
G C F（ガバメントクラウドファンディング）を初めて実施しましたが、募集期間が短かったこと等から、目標金額に到達しませんでした。		
6 当課は掲げた目標達成のために、次の取り組みを行います。		
魅力ある返礼品を開発し、SNSやイベントを活用した情報発信を行っていきます。また、G C F（ガバメントクラウドファンディング）を実施します。		

1 当課の主な業務は次のように定義されます。		
・ 公金の出納及び保管に関すること ・ 有価証券の出納及び保管に関すること ・ 支出負担行為の確認に関すること ・ 決算の調製に関すること ・ 物品の出納及び保管に関すること ・ 指定金融機関の検査に関すること		
2 当課の業務は次の方々のために行われます。		
歳入、歳出現金、有価証券の出納、保管及び記録管理、支出負担行為の確認や出納閉鎖後の決算の調整、事務用品等の物品の購入、出納及び保管、備品の記録管理については予算執行する担当各課職員や町民皆さんのために。		
3 当課の掲げる数値目標と、その根拠は次のとおりです。		
目 標 名	D Xの推進による経費削減	
指 標 名	新財務会計システム電子決裁導入によるA 4用紙削減	
数値目標	初期値（令和5年度）	975ケース
	現状値（令和6年度）	950ケース
	目標値（令和7年度）	925ケース
	最終目標値（令和11年度）	200ケース
設定根拠	毛呂山町D X推進計画	
事業概要	次期財務会計システムにおいて電子決裁を導入し、A 4用紙の削減を図ります。	
4 目標達成に向けた取り組みにより、次の効果が期待されます。		
A 4用紙使用削減により、用度品における経費が大幅に削減できます。 併せて、D Xの推進により業務効率を向上させることが期待できます。		
5 昨年度の取り組みの反省点は次のとおりでした。		
支払伝票作成時における複数債権での起票、計画的な発注及び効率的な支出手続の周知を行うとともに、両面印刷、ページ集約機能の利用など再生紙の削減に関する意識の向上を図っていますが、業務の多様化・複雑化、国の制度改正や新たな給付事業の開始などにより削減が進まない状況です。		
6 当課は掲げた目標達成のために、次の取り組みを行います。		
次期財務会計システムベンダーや企画財政課と連携し、新財務会計システムにおける電子決裁制度の導入に向けての協議を行います。 既に導入している自治体の使用状況を確認し、導入に向けた準備を進めます。 文書管理システムにおける電子決裁の導入とも連携し、庁内における用紙削減を一体的に進めます。		

1 当課の主な業務は次のように定義されます。		
・水道料金の調定・徴収等に関すること ・水道施設の拡張、改良及び維持管理に関すること ・水質検査に関すること		
2 当課の業務は次の方々のために行われます。		
水道の供給は、現在毛呂山町に住んでいる、あるいはこれから毛呂山町に住む皆さん及び毛呂山町で働いている全ての皆さんのために。		
3 当課の掲げる数値目標と、その根拠は次のとおりです。		
目 標 名	耐震化の向上	
指 標 名	管路に占める石綿セメント管の割合	
数値目標	初期値（令和5年度）	8.3%
	現状値（令和6年度）	8.0%
	目標値（令和7年度）	7.4%
	最終目標値（令和11年度）	4.0%
設定根拠	第六次毛呂山町総合振興計画前期基本計画 毛呂山町水道事業ビジョン	
事業概要	老朽化した耐震性の低い石綿セメント管を耐震性の高い水道管に更新する事業です。	
4 目標達成に向けた取り組みにより、次の効果が期待されます。		
耐震性の高い水道管へ更新することにより、漏水事故を抑制し、将来にわたり安全で安心な水を安定的に供給できる水道事業を維持します。		
5 昨年度の取り組みの反省点は次のとおりでした。		
令和6年度は、舗装本復旧の早期要望から当初予算に計上した石綿セメント管布設替工事1件（更新延長約154m）を見送り、舗装本復旧工事2件を行ったため、実績値（令和6年度）が8.0%に留まりました。 なお、令和6年度の石綿セメント管更新延長は815mで、第五次毛呂山町総合振興計画後期基本計画の最終目標値（令和6年度）の8.0%は達成しています。		
6 当課は掲げた目標達成のために、次の取り組みを行います。		
老朽化した水道事業の施設を計画的に更新するため、現状予測に基づく投資・財政計画を立て、補助金等を活用し、耐震化の向上を図ります。 特に、町地域防災計画に定める避難所・避難場所等の重要給水施設に供給する管路について、「重要給水施設配水管整備計画（令和6年度～令和15年度）」に基づき、老朽化した石綿セメント管等の早期解消を目指します。		

令和7年度 目標設定書（農業委員会）

農業委員会事務局長 秋馬 純一

1 当課の主な業務は次のように定義されます。

・農業委員会の会議運営や農地法等に基づく申請の事務処理に関すること

・農地台帳の管理に関すること

・農地利用の最適化に関すること

・委員会の円滑な運営と地域農業振興に関すること

2 当課の業務は次の方々のために行われます。

農業委員会委員、地域の農業者及び住民のために。

3 当課の掲げる数値目標と、その根拠は次のとおりです。

目 標 名	農地の適正な権利移動の促進による農地利用の最適化	
指 標 名	農地法第 3 条の申請面積	
数値目標	初期値（令和 5 年度）	3, 875㎡
	現状値（令和 6 年度）	28, 530㎡
	目標値（令和 7 年度）	30, 000㎡
	最終目標値（令和11年度）	35, 000㎡
設定根拠	農地法第 3 条受付処理簿を基に設定しました。	
事業概要	農業委員会の活動を的確かつ円滑に支援し、地域農業の振興に貢献します。	

4 目標達成に向けた取り組みにより、次の効果が期待されます。

農地の適正利用を進めることにより、耕作放棄地の抑制や解消につながります。また、担い手の農地集積が円滑になり、農業経営の効率化が図られます。

5 昨年度の取り組みの反省点は次のとおりでした。

委員・事務局による現地活動や働きかけの機会が限られています。また、煩雑な申請手続きのため、書類作成支援などのサポート体制を整える必要があります。

6 当課は掲げた目標達成のために、次の取り組みを行います。

地図や名簿を活用し、空いてる農地と担い手の橋渡しを行います。また、定期的な進捗把握と委員への情報を共有し、柔軟に対応します。

1 当課の主な業務は次のように定義されます。		
・学校に係る予算の執行及び管理に関すること ・学校施設の維持管理に関すること ・学校施設及び教具その他設備の整備に関すること		
2 当課の業務は次の方々のために行われます。		
町立小中学校に在籍する児童・生徒及び教職員のために。 また、学校に関わり協力いただいている全ての地域の皆さんのために。		
3 当課の掲げる数値目標と、その根拠は次のとおりです。		
目 標 名	G I G Aスクール環境の整備	
指 標 名	タブレット端末を活用した家庭学習の満足度	
数値目標	初期値（令和5年度）	37.4%
	現状値（令和6年度）	37.4%
	目標値（令和7年度）	40%
	最終目標値（令和11年度）	100%
設定根拠	第六次毛呂山町総合振興計画前期基本計画	
事業概要	G I G Aスクール環境の計画的な整備・更新を行います。	
4 目標達成に向けた取り組みにより、次の効果が期待されます。		
タブレット端末を含めた家庭学習が児童生徒に定着することにより学力向上が期待できます。		
5 昨年度の取り組みの反省点は次のとおりでした。		
令和2年度G I G Aスクール構想（第1期）によりタブレット端末を活用した学習を開始しましたが、タブレットを活用した家庭学習は定着していない状況です。家庭学習を定着させるためには学習環境を整備する必要があります。		
6 当課は掲げた目標達成のために、次の取り組みを行います。		
G I G Aスクール構想（第2期）により計画的にタブレット端末の更新を行います。また、A IドリルなどのI C Tを活用した学習環境を整備し、家庭学習の定着を図ります。		

令和7年度 目標設定書（学校教育課）

学校教育課長 岩瀬和也

1 当課の主な業務は次のように定義されます。		
・学校への就学・転入学の手続き、児童生徒の保健衛生等に関すること ・学校の教育課程、学習指導、生徒指導、教職員の人事管理等に関すること ・教育に関する各種調査・統計に関すること		
2 当課の業務は次の方々のために行われます。		
毛呂山町に住んでいる児童生徒とその保護者の方々のために。 また、学校教育にご支援ご協力をいただいている全ての町民の皆さんのために。		
3 当課の掲げる数値目標と、その根拠は次のとおりです。		
目 標 名	確かな学力と自立する力の育成	
指 標 名	全国学力・学習状況調査における教科ごとの平均正答率（小学生）	
数値目標	初期値（令和5年度）	国語58%（県68%） 算数54%（県62%）
	現状値（令和6年度）	国語60%（県69%） 算数57%（県64%）
	目標値（令和7年度）	令和7年度県数値
	最終目標値（令和11年度）	令和11年度県数値
設定根拠	第六次毛呂山町総合振興計画前期基本計画	
事業概要	各小中学校における指導方法研究等に「全国学力・学習状況調査」を活用し、学習指導における質の向上を図ります。	
4 目標達成に向けた取り組みにより、次の効果が期待されます。		
「全国学力・学習状況調査」は、全国と毛呂山町の児童の学力や学習状況を把握し、児童生徒の1年間の学習成果や学校における学習指導の成果を確認し、授業改善に役立てることができます。 毛呂山町学力向上対策委員会において、学力向上に効果のあった取組を分析し共有することで、指導内容の工夫や改善を図ることができます。		
5 昨年度の取り組みの反省点は次のとおりでした。		
全体として、目標値である県平均正答率に達することはできませんでした。国語・算数とも、県平均に迫る学校もあれば、大きく下回る学校もあり、学校間での大きな差が見られました。国語については「読むこと」、算数については「数と計算」、国語・算数ともに自分の考え等を記述することに課題がみられます。また、家庭学習の時間が、全国平均を大きく下回る結果となっています。 各学校で効果のあった取組を共有し、町全体の学力が伸びるように取り組む必要があります。また、授業や家庭学習でA Iドリルを活用し、学力の定着を図っていく必要があります。		
6 当課は掲げた目標達成のために、次の取り組みを行います。		
学力向上対策委員会では、各学校が明確な目標やその達成に向けた具体的な方策を示し、授業改善を行います。国語では、読書活動の推進とともに文章の読み取り方の授業改善、算数では、計算問題の習熟のための時間の確保等により課題解決を目指します。ICTも活用し、自分の考えを記述し、児童相互に共有することで、記述する力を向上させます。また、A I学習ドリルを授業や家庭学習で活用し、個々の学習進度や理解度に合った学習に取り組ませ、学力の定着を図ります。 小中一貫教育の取組である乗り入れ授業や小中合同研修会等により、研究成果について、町内小中学校で情報共有し、9年間を通した学力向上に取り組めます。		

令和7年度 目標設定書（学校教育課）

学校教育課長 岩瀬和也

1 当課の主な業務は次のように定義されます。		
・学校への就学・転入学の手続き、児童生徒の保健衛生等に関すること ・学校の教育課程、学習指導、生徒指導、教職員の人事管理等に関すること ・教育に関する各種調査・統計に関すること		
2 当課の業務は次の方々のために行われます。		
毛呂山町に住んでいる児童生徒とその保護者の方々のために。 また、学校教育にご支援ご協力をいただいている全ての町民の皆さんのために。		
3 当課の掲げる数値目標と、その根拠は次のとおりです。		
目 標 名	確かな学力と自立する力の育成	
指 標 名	全国学力・学習状況調査における教科ごとの平均正答率（中学生）	
数値目標	初期値（令和5年度）	国語65%（県71%） 数学41%（県52%）
	現状値（令和6年度）	国語55%（県59%） 数学45%（県53%）
	目標値（令和7年度）	令和7年度県数値
	最終目標値（令和11年度）	令和11年度県数値
設定根拠	第六次毛呂山町総合振興計画前期基本計画	
事業概要	各小中学校における指導方法研究等に「全国学力・学習状況調査」を活用し、学習指導における質の向上を図ります。	
4 目標達成に向けた取り組みにより、次の効果が期待されます。		
「全国学力・学習状況調査」は、全国と毛呂山町の児童の学力や学習状況を把握し、児童生徒の1年間の学習成果や学校における学習指導の成果を確認し、授業改善に役立てることができます。 毛呂山町学力向上対策委員会において、学力向上に効果のあった取組を分析し共有することで、指導内容の工夫や改善を図ることができます。		
5 昨年度の取り組みの反省点は次のとおりでした。		
全体として、目標値である全国平均に達することはできませんでした。国語は全校平均との差を少しずつ縮めていますが、数学は大きく下回っています。 国語については「読むこと」、数学については「数と式」、国語・数学ともに自分の考え等を記述することに課題がみられます。また、家庭学習の時間が、全国平均を大きく下回る結果となっています。 各学校で効果のあった取組を共有し、町全体の学力が伸びるように取り組む必要があります。また、授業や家庭学習でA Iドリルを活用し、学力の定着を図っていくことが必要です。		
6 当課は掲げた目標達成のために、次の取り組みを行います。		
学力向上対策委員会では、各学校が明確な目標やその達成に向けた具体的な方策を示し、授業改善を行います。国語では、読書活動の推進とともに文章の読み取り方の授業改善、数学では、計算問題の習熟のための時間の確保等により課題解決を目指します。I C Tも活用し、自分の考えを記述し、児童相互に共有することで、記述する力を向上させます。また、A I学習ドリルを授業や家庭学習で活用し、個々の学習進度や理解度に合った学習に取り組ませ、学力の定着を図ります。 小中一貫教育の取組である乗り入れ授業や小中合同研修会等により、研究成果について、町内小中学校で情報共有し、9年間を通した学力向上に取り組めます。		

1 当課の主な業務は次のように定義されます。		
・生涯を通じた多様な学習活動の振興のため、学習環境の整備及び学習機会の提供に関すること ・学習成果を活かすための活動の支援に関すること ・社会教育関係団体、青少年関係団体等への支援に関すること ・生涯スポーツの普及に関すること ・スポーツ関係団体の支援、人材育成に関すること		
2 当課の業務は次の方々のために行われます。		
講座やイベントは、学習活動を通して自身を高めたい、これから始めてみたい、知識や経験を活かしたいと考えている町民皆さんのために。団体の支援等については、文化的教養や青少年の健全育成のために組織的に取り組んでいる団体や町民のために。町内でスポーツをしている人やこれからスポーツをしようとしている人、スポーツに関わりたいと考えている全ての人のために。		
3 当課の掲げる数値目標と、その根拠は次のとおりです。		
目 標 名	適切な施設の維持・管理	
指 標 名	スポーツ施設利用者数	
数値目標	初期値（令和5年度）	118,137人/年
	現状値（令和6年度）	128,301人/年
	目標値（令和7年度）	130,000人/年
	最終目標値（令和11年度）	140,000人/年
設定根拠	第六次毛呂山町総合振興計画前期基本計画	
事業概要	指定管理者と連携し、施設利用者の利便性向上を図るとともに、施設の適切な維持管理を図ります。	
4 目標達成に向けた取り組みにより、次の効果が期待されます。		
施設利用者相互の交流を促進し、スポーツ振興並びに地域における運動機会の向上、町民の健康増進が図られます。		
5 昨年度の取り組みの反省点は次のとおりでした。		
指定管理者制度を導入し、民間活力を活用した施設管理・運営を図り、スポーツ施設の利用者数増加に努めました。更に連携を強化し、幅広い年齢層のニーズを捉え、体育館施設利用の促進に努めていく必要があります。		
6 当課は掲げた目標達成のために、次の取り組みを行います。		
総合公園内空調設備設置及び照明LED化工事や大類グラウンド管理棟トイレ改修工事を実施するとともに、指定管理者による、民間企業のノウハウを活用し、施設の利便性向上を図ります。		

1 当課の主な業務は次のように定義されます。		
・生涯を通じた多様な学習活動の振興のため、学習環境の整備及び学習機会の提供に関すること ・学習成果を活かすための活動の支援に関すること ・社会教育関係団体、青少年関係団体等への支援に関すること ・生涯スポーツの普及に関すること ・スポーツ関係団体の支援、人材育成に関すること		
2 当課の業務は次の方々のために行われます。		
講座やイベントは、学習活動を通して自身を高めたい、これから始めてみたい、知識や経験を活かしたいと考えている町民皆さんのために。団体の支援等については、文化的教養や青少年の健全育成のために組織的に取り組んでいる団体や町民のために。町内でスポーツをしている人やこれからスポーツをしようとしている人、スポーツに関わりたいと考えている全ての人のために。		
3 当課の掲げる数値目標と、その根拠は次のとおりです。		
目 標 名	住民スポーツの振興と健康づくりの推進	
指 標 名	軽スポーツ出前講座利用件数	
数値目標	初期値（令和5年度）	0件/年
	現状値（令和6年度）	14件/年
	目標値（令和7年度）	16件/年
	最終目標値（令和11年度）	12件/年
設定根拠	第六次毛呂山町総合振興計画前期基本計画	
事業概要	軽スポーツ出前講座を中心にした軽スポーツの普及活動を行います。また、各種スポーツ実施団体の支援を行います。	
4 目標達成に向けた取り組みにより、次の効果が期待されます。		
住民が気軽に地元地域で楽しみながらスポーツに親しむことにより、健康増進及び地域コミュニティ形成が期待できます。		
5 昨年度の取り組みの反省点は次のとおりでした。		
地域で活動されている団体等に向けて情報発信を行ったため、初期の目標を大きく上回ることができました。出前講座で普及した軽スポーツを継続して楽しんでもらえる工夫が必要だと考えます。		
6 当課は掲げた目標達成のために、次の取り組みを行います。		
地域への出前講座だけでなく、施設利用者に向けての講座を実施し、多様化するニーズやライフステージに対応した生涯スポーツの普及と活動機会の充実に努めます。また、主催の軽スポーツ大会等の内容や周知を改善に努め、軽スポーツ参加者の増加を目指します。		

1 当課の主な業務は次のように定義されます。

・毛呂山町の歴史や民俗に関する資料を収集、整理、保存に関すること。また、収集、整理した資料の調査・研究に関すること

・調査研究成果の展示業務に関すること

・埋蔵文化財の調査や指定文化財の管理等、文化財保護の全般的な事務事業に関すること

2 当課の業務は次の方々のために行われます。

資料の収集、整理・保存、調査・研究や展示業務、様々な講座は、郷土の歴史文化に関心を持ち、教養を深め、自らの学習に活用する人のために。文化財保護の業務は、指定文化財の所有者・管理者及び文化財に関心を持つ人のために。

3 当課の掲げる数値目標と、その根拠は次のとおりです。

目 標 名	住民との協働による文化財の保存と活用の推進	
指 標 名	文化財保護ボランティアの活動満足度	
数値目標	初期値（令和5年度）	80.0%
	現状値（令和6年度）	82.8%
	目標値（令和7年度）	87.0%
	最終目標値（令和11年度）	95.0%
設定根拠	第六次毛呂山町総合振興計画前期基本計画	
事業概要	住民と協働で進める文化財保護活動の活動満足度を向上させ、幅広い方が継続的に活動に関わっていけるように事業を進めます。	

4 目標達成に向けた取り組みにより、次の効果が期待されます。

住民が主体的に文化財の保存に関わることで、文化財は自分たちの財産であるという文化財保護意識の高揚をもたらし、郷土に対する愛着や誇りが生まれ、シビックプライドの醸成、定住促進が期待されます。

5 昨年度の取り組みの反省点は次のとおりでした。

昨年度より文化財保護活動に参加するボランティアの方々へのアンケート集計を進め、活動に対する満足度を測る指標を整えることが出来ました。令和6年度の集計結果に基づき、事業の見直しや改善を進めます。

今後のボランティア活動の実施にあたっては、参加者に対して活動の目的を明確に示し、成果に対する評価を行うことで、達成感や充足感、自己肯定感の醸成につなげていくように努めます。

6 当課は掲げた目標達成のために、次の取り組みを行います。

事業実施後にアンケート集計を行い、数字だけではなくボランティア活動参加者の意見や提案を受けて、ボランティアの方も事業参加者も満足できる事業づくりに取り組みます。

また、ボランティア活動を通じて、新たなコミュニティが生まれるよう環境を整えます。

1 当課の主な業務は次のように定義されます。			
安全・安心な学校給食の提供に関すること			
2 当課の業務は次の方々のために行われます。			
町立小中学校に在籍する全ての児童・生徒のために。			
3 当課の掲げる数値目標と、その根拠は次のとおりです。			
目 標 名	児童生徒の朝食喫食率の向上		
指 標 名	「朝食を毎日食べている」率 (全国学力・学習状況調査における質問番号(1)のアンケート結果より)		
数値目標	初期値(令和5年度)	児童 78.4%	生徒 76.0%
	現状値(令和6年度)	児童 84.0%	生徒 75.3%
	目標値(令和7年度)	児童 85.2%	生徒 76.3%
	最終目標値(令和11年度)	児童 90.0%	生徒 80.3%
設定根拠	令和5年度のアンケート結果をもとに、児童については、年間1.2%、生徒については、年間1.0%の増加を目標に最終目標値を設定しました。		
事業概要	児童生徒が健やかに成長するためには、朝食を食べることは大切です。学校給食センターでは、児童生徒の朝食の喫食率を向上するため、児童生徒や保護者に配布する資料などを有効的に活用し、積極的に啓発に取り組みます。		
4 目標達成に向けた取り組みにより、次の効果が期待されます。			
朝食は、脳や体を活動させるためのエネルギーを補給し、生活リズムを整えるために大切です。朝食を食べることで、脳と体が目覚めやすくなり、集中力や記憶力、体温、代謝が向上する効果が見込め、児童生徒の健やかな成長に寄与することが期待されます。			
5 昨年度の取り組みの反省点は次のとおりでした。			
配布物を活用しての啓発や、朝ごはん体験教室の実施により、小学生の朝食を毎日食べている率は向上してきていますが、中学生に関しては下がっています。中学生の保護者をターゲットとした啓発方法などを工夫する必要があります。			
6 当課は掲げた目標達成のために、次の取り組みを行います。			
朝食喫食率の向上のため、学校給食センターだよりや献立表など児童生徒や保護者が直接目にする配布物を活用し、積極的に普及啓発に努めるとともに、学校や関係課等と連携を図り、周知に努めます。また、夏休み期間を活用して、朝ごはん体験教室を継続して実施し、朝食の大切さを学ぶための教室やレシピの紹介などを行うとともに、栄養教諭による学校における栄養指導などを行うことで、啓発を図ります。			

保健センター所長
住民課長栗 原 弥 生
吉 田 茂 雄

1 当課の主な業務は次のように定義されます。		
・住民の健康の保持増進に関すること ・母子保健に関すること ・感染症予防に関すること ・国民健康保険に関すること		
2 当課の業務は次の方々のために行われます。		
各種がん検診、健康教室・健康相談は毛呂山町に住んでいる成人の方、特定健診・特定保健指導は国民健康保険に加入している40歳から74歳の方、後期高齢者健診は後期高齢者医療制度に加入している方、母子保健事業は乳幼児とその保護者、予防接種事業は子どもから高齢者の方など、毛呂山町に住む全ての町民の皆さんのために。		
3 当課の掲げる数値目標と、その根拠は次のとおりです。		
目 標 名	特定健診の受診率向上	
指 標 名	特定健康診査受診率	
数値目標	初期値（令和5年度）	47.8%
	現状値（令和6年度）	48.1%
	目標値（令和7年度）	50.6%
	最終目標値（令和11年度）	60.0%
設定根拠	第六次毛呂山町総合振興計画前期基本計画	
事業概要	メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の予防対策の一環として特定健診を実施し、その結果に応じ、保健指導の対象者を階層化し、生活習慣病改善のための事業を実施します。また、健康診査により、疾病の早期発見・早期治療に努めます。	
4 目標達成に向けた取り組みにより、次の効果が期待されます。		
受診率が向上することで、生活習慣病を早期に発見するとともに、健康管理についての認識と自覚の高揚が期待できます。		
5 昨年度の取り組みの反省点は次のとおりでした。		
4月に初回案内通知を行い、申込のない人に複数回の受診勧奨通知を行いました。また、集団検診においては、がん検診、歯周病検診、肝炎ウイルス検診等を同時実施し、申込者の希望日に受診できるよう、日程調整に努めました。さらに、申込方法について、対象者の利便性を考慮し、従来の郵送や電話による方法に加え、LINEによる申込も開始しました。しかしながら、受診率は目標値に達しませんでした。		
6 当課は掲げた目標達成のために、次の取り組みを行います。		
民生委員等、地域組織の会合に赴き、地域での受診勧奨を進めるべく、アウトリーチ型の啓発に努めます。また、個別健診の委託医療機関に対し、毛呂山町の疾病状況等の現状を説明し、特定健診受診率向上について協力を得よう努めます。		

令和7年度 目標設定書（学校教育課・教育センター）

学校教育課長 岩瀬和也
教育センター所長 //

1 当課の主な業務は次のように定義されます。		
・学校への就学・転入学の手続き、児童生徒の保健衛生等に関すること ・学校の教育課程、学習指導、生徒指導、教職員の人事管理等に関すること ・教育に関する各種調査・統計に関すること ・教育相談及び就学相談、特別支援教育に関すること ・教育に関する資料の収集及び活用に関すること		
2 当課の業務は次の方々のために行われます。		
毛呂山町に住んでいる幼児、児童生徒とその保護者の方々のために。 また、学校教育にご支援ご協力をいただいている全ての町民の皆さんのために。		
3 当課の掲げる数値目標と、その根拠は次のとおりです。		
目 標 名	豊かな心と健やかな体の育成	
指 標 名	不登校児童数の割合（小学生）	
数値目標	初期値（令和5年度）	1.50%
	現状値（令和6年度）	1.75%
	目標値（令和7年度）	1.17%
	最終目標値（令和11年度）	0.50%
設定根拠	第六次毛呂山町総合振興計画前期基本計画	
事業概要	不登校児童生徒の実態を把握し、関係機関と学校が連携し児童生徒および家庭への支援体制の強化、充実を図ります。	
4 目標達成に向けた取り組みにより、次の効果が期待されます。		
教育相談による専門的な助言やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどと関係機関、学校が連携を図ることで、支援の必要な児童やその保護者への支援を強化することができます。また、校内教育支援センターや教育支援センターを設置し、児童の居場所づくりや学習支援を行います。		
5 昨年度の取り組みの反省点は次のとおりでした。		
小学校での不登校児童数が増加しています。主な要因として、無気力や不安、家庭環境の問題などが多く、学校や関係機関が連携し支援を行ってきました。不登校児童の早期発見と不登校児童の背景にある要因を分析・検証し、学校と関係機関が連携して対処方法や家庭への支援を含めたサポート体制の強化を図る必要があります。また、集団に不安を抱える児童への学校での居場所づくりや、不登校児童への学習支援の更なる充実を図ります。		
6 当課は掲げた目標達成のために、次の取り組みを行います。		
不登校を未然に防ぐために、「毛呂山町の不登校対策」の周知、活用の徹底を行い、不登校傾向の児童への支援を充実させ、組織で対応できるようにしていきます。不登校対策委員会では、事例研修等を行い、具体的な支援策を町全体で検討し、組織で支援する方策を考え実行します。学校では、特別活動や道徳教育の充実により、児童が安心して学校生活が送れる環境の整備や心の健康を促進する取り組みを行います。校内教育支援センターを充実させ、児童の居場所づくりや学習支援を行えるようにしていきます。また、教育センターの専任相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどを配置して児童、保護者、教員が相談しやすい体制を整備し、児童一人一人に必要な支援を行います。		

令和7年度 目標設定書（学校教育課・教育センター）

学校教育課長 岩瀬和也
教育センター所長 //

1 当課の主な業務は次のように定義されます。		
・学校への就学・転入学の手続き、児童生徒の保健衛生等に関すること ・学校の教育課程、学習指導、生徒指導、教職員の人事管理等に関すること ・教育に関する各種調査・統計に関すること ・教育相談及び就学相談、特別支援教育に関すること ・教育に関する資料の収集及び活用に関すること		
2 当課の業務は次の方々のために行われます。		
毛呂山町に住んでいる幼児、児童生徒とその保護者の方々のために。 また、学校教育にご支援ご協力をいただいている全ての町民の皆さんのために。		
3 当課の掲げる数値目標と、その根拠は次のとおりです。		
目 標 名	豊かな心と健やかな体の育成	
指 標 名	不登校生徒数の割合（中学生）	
数値目標	初期値（令和5年度）	8.64%
	現状値（令和6年度）	6.90%
	目標値（令和7年度）	6.64%
	最終目標値（令和11年度）	2.50%
設定根拠	第六次毛呂山町総合振興計画前期基本計画	
事業概要	不登校児童生徒の実態を把握し、関係機関と学校が連携し児童生徒および家庭への支援体制の強化、充実を図ります。	
4 目標達成に向けた取り組みにより、次の効果が期待されます。		
教育相談による専門的な助言やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどと、関係機関、学校が連携を図ることで、支援の必要な生徒やその保護者への支援を強化することができます。また、相談室や教育支援センターを設置し、生徒の居場所づくりや学習支援などを行います。		
5 昨年度の取り組みの反省点は次のとおりでした。		
中学校での不登校児童生徒数は、わずかな減少は見られますが、最終目標値には近づいていないのが現状です。主な要因として、無気力や不安、家庭環境の問題などが多く、学校や関係機関が連携し支援を行ってきました。不登校生徒の早期発見と不登校生徒の背景にある要因を分析・検証し、学校と関係機関が連携して対処方法や家庭への支援を含めたサポート体制の強化を図る必要があります。また、集団に不安を抱える生徒への学校での居場所づくりや、不登校生徒への学習支援の更なる充実を図ります。		
6 当課は掲げた目標達成のために、次の取り組みを行います。		
不登校を未然に防ぐために、「毛呂山町の不登校対策」の周知、活用の徹底を行い、不登校傾向の児童への支援を充実させ、組織で行えるようにしていきます。不登校対策委員会では、事例研修等を行い、具体的な支援策を町全体で検討し、組織で支援する方策を考え実行します。学校では、特別活動や道徳教育の充実により、生徒が安心して学校生活が送れる環境の整備や心の健康を促進する取り組みを行います。不登校対策相談員の研修や支援を通して相談室の機能を充実させ、生徒の居場所づくりや学習支援を行えるようにしていきます。また、教育センターの専任相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどを配置して生徒、保護者、教員が相談しやすい体制を整備し、児童一人一人に必要な支援を行います。		

生涯学習課長 齊 藤 高 市
公民館長 "
歴史民俗資料館長 佐 藤 春 生

1 当課の主な業務は次のように定義されます。		
・生涯を通じた多様な学習活動の振興のため、学習環境の整備及び学習機会の提供に関すること ・学習成果を活かすための活動の支援に関すること ・社会教育関係団体、青少年関係団体等への支援に関すること ・生涯スポーツの普及に関すること ・スポーツ関係団体の支援、人材育成に関すること ・郷土資料の収集、保存、調査研究、展示、教育普及に関すること		
2 当課の業務は次の方々のために行われます。		
講座やイベントは、学習活動を通して自身を高めたい、これから始めてみたい、知識や経験を活かしたいと考えている町民皆さんのために。団体の支援等については、文化的教養や青少年の健全育成のために組織的に取り組んでいる団体や町民のために。町内でスポーツをしている人やこれからスポーツをしようとしている人、スポーツに関わりたいと考えている全ての人のために。 資料の収集、整理・保存、調査・研究や展示業務、様々な講座は、郷土の歴史文化に関心を持ち、教養を深め、自らの学習に活用する人のために。		
3 当課の掲げる数値目標と、その根拠は次のとおりです。		
目 標 名	学習機会及び学習内容の充実	
指 標 名	生涯学習関連事業参加者満足度	
数値目標	初期値（令和5年度）	90.1%
	現状値（令和6年度）	91.6%
	目標値（令和7年度）	93.0%
	最終目標値（令和11年度）	95.0%
設定根拠	第六次毛呂山町総合振興計画前期基本計画	
事業概要	幅広い世代が参加できるよう町民のニーズに応えることができる充実した学習の機会を提供します。	
4 目標達成に向けた取り組みにより、次の効果が期待されます。		
充実した学習機会、学習内容を提供することで、住民は知識欲が満たされ、暮らしの充実感につながります。また、参加者同士の交流が生まれ、新たなコミュニティが生まれます。		
5 昨年度の取り組みの反省点は次のとおりでした。		
生涯学習課、公民館、歴史民俗資料館がそれぞれ事業を行っており、事業参加者の満足度を見ると昨年度より増加しましたが、参加者の固定化が進み、事業内容の固着化もあります。参加者の事業に対するニーズを分析し、反映していく必要があります。		
6 当課は掲げた目標達成のために、次の取り組みを行います。		
住民の関心や社会生活を送る中で生じる課題のほか、世代毎のニーズにも目を向けた学習内容や学習機会を提供し、参加者の満足度向上を図ります。また幅広い世代の町民が参加できるよう生涯学習関連事業の情報を広報紙、町のホームページ、町のLINE等で発信していきます。		

1 当課の主な業務は次のように定義されます。		
・生涯を通じた多様な学習活動の振興のため、学習環境の整備及び学習機会の提供に関すること ・学習成果を活かすための活動の支援に関すること ・社会教育関係団体、青少年関係団体等への支援に関すること ・生涯スポーツの普及に関すること ・スポーツ関係団体の支援、人材育成に関すること ・人権相談、行政相談、法律相談及び住民相談など各種相談に関すること		
2 当課の業務は次の方々のために行われます。		
講座やイベントは、学習活動を通して自身を高めたい、これから始めてみたい、知識や経験を活かしたいと考えている町民皆さんのために。団体の支援等については、文化的教養や青少年の健全育成のために組織的に取り組んでいる団体や町民のために。町内でスポーツをしている人やこれからスポーツをしようとしている人、スポーツに関わりたいと考えている全ての人のために。 各種相談に関する事務は、現在毛呂山町に住んでいる町民のために。		
3 当課の掲げる数値目標と、その根拠は次のとおりです。		
目 標 名	人権の尊重	
指 標 名	人権に関する研修会における理解度	
数値目標	初期値（令和5年度）	74.0%
	現状値（令和6年度）	62.6%
	目標値（令和7年度）	75.0%
	最終目標値（令和11年度）	80.0%
設定根拠	第六次毛呂山町総合振興計画前期基本計画	
事業概要	女性・子ども・高齢者・障害者等の様々な人権問題に関する講義、視察研修を開催します。	
4 目標達成に向けた取り組みにより、次の効果が期待されます。		
住民が人権について正しく理解し、お互いの人権を尊重する社会が実現されます。		
5 昨年度の取り組みの反省点は次のとおりでした。		
役場職員、社会教育関係団体の役員、PTA役員、小中学校教職員など、人権尊重の明るいまちづくりを率先して推進すべき立場にある人を対象にした人権教育指導者養成研修事業を7回、一般町民を対象とする人権講座8回開催し、テーマについても震災、障害、ハラスメント、医療等さまざまな人権問題に視点をあてましたが、理解度の増加には繋がりませんでした。また参加者の固定化が見られ、幅広い世代が参加できるよう身近な人権テーマを反映していく必要があります。		
6 当課は掲げた目標達成のために、次の取り組みを行います。		
参加者に理解を深めていただくために講師と協議を重ね、幅広い世代の方が参加できるよう身近な人権テーマを反映していきます。また、ホームページで講座の募集を行うとともに、公民館サークルや子ども会だけでなくPTA等の団体にも周知し、より多くの方に受講の機会を提供します。		